

令和5年第3回定例会 土木企業立地推進委員会資料 【土木部報告事項】

1 令和5年台風第13号に伴う対応状況（土木部関係） **別添1**

2 令和5年度9月補正予算案（土木部）の概要

- 県全体 約112億3,300万円
- 土木部関係 約28億8,300万円（県全体の25.7%）
（主な事業）
 - 県単公共事業
 - ・緊急的に対応が必要な河川や道路等の災害復旧
 - ・災害により氾濫注意水位を超過した河川や通行規制が発生した道路等の再度災害防止

3 令和6年度国土交通省関係予算概算要求の概要

- 全体方針：「国民の安全・安心の確保」
「持続的な経済成長の実現」
「個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」
- 一般会計 約7兆 389億円（対前年度1.19倍）
 - 公共事業関係費 約6兆2,909億円（対前年度1.19倍）
 - うち 社会資本整備総合交付金 約 6,563億円（対前年度1.20倍）
 - 防災・安全交付金 約 9,943億円（対前年度1.20倍）

4 土木部事業の主な動き

- (1) 幹線道路網の整備について
 - ・国道354号土浦バイパス **別添2**
土浦市木田余 約0.9km区間 7月25日開通
 - ・県道取手つくば線バイパス **別添3**
つくばみらい市板橋～南太田 約1.6km区間 7月12日開通
- (2) スマートICの準備段階調査着手について **別添4**
- (3) 牛久沼の越水被害に係る対応について **別添5**
- (4) 市町村における内水対策に関するワンストップ相談窓口の設置について . . . **別添6**
- (5) 外国クルーズ船の寄港について **別添7**
- (6) 洞峰公園のつくば市への移管について **別添8**

令和5年台風第13号に伴う対応状況（土木部関係）

台風第13号の影響による大雨に伴い、土木部では9月8日（金）17時から警戒体制をとり、同日22時に土木部災害対策室を設置し、被害情報の収集や応急対応にあたってまいりました。

引き続き、被災状況の把握を進めるとともに、早期復旧に努めてまいります。

1 気象概況（24時間雨量）

日立市	282.5 mm	※観測史上最大
北茨城市	232.0 mm	

2 公共土木施設の状況

（1）河川

	水位等の状況	9月12日時点
花貫川	氾濫注意水位	平常水位
花園川、茂宮川、十王川	氾濫危険水位	
関根川、大北川	計画高水位	

（2）道路

	規制内容	9月12日時点
常磐道、北関東道、圏央道、東関東水戸線	一部区間通行止め (9/8~9/11)	規制解除 (一部、車線規制中)
国道6号（高萩市赤浜地先）	片側交互通行 (9/8~9/9)	規制解除
国道461号（高萩市）、 日立山方線（日立市）、 鹿島港潮来インター線（神栖市） 結城野田線（境町）など28箇所 (路面冠水17箇所、土砂崩れ・法面崩壊 8箇所、倒木2箇所、路面陥没1箇所)	一部区間通行止め (9/8~)	次の7箇所を除き、 規制解除 (・日立山方線など6か所 (全面通行止め) ・瓜連馬渡線 (片側交互通行))

（3）公園・港湾・下水道

被害なし

3 公共土木施設の推計被害総額（9月12日時点）

現在調査中

国道 354 号土浦バイパス

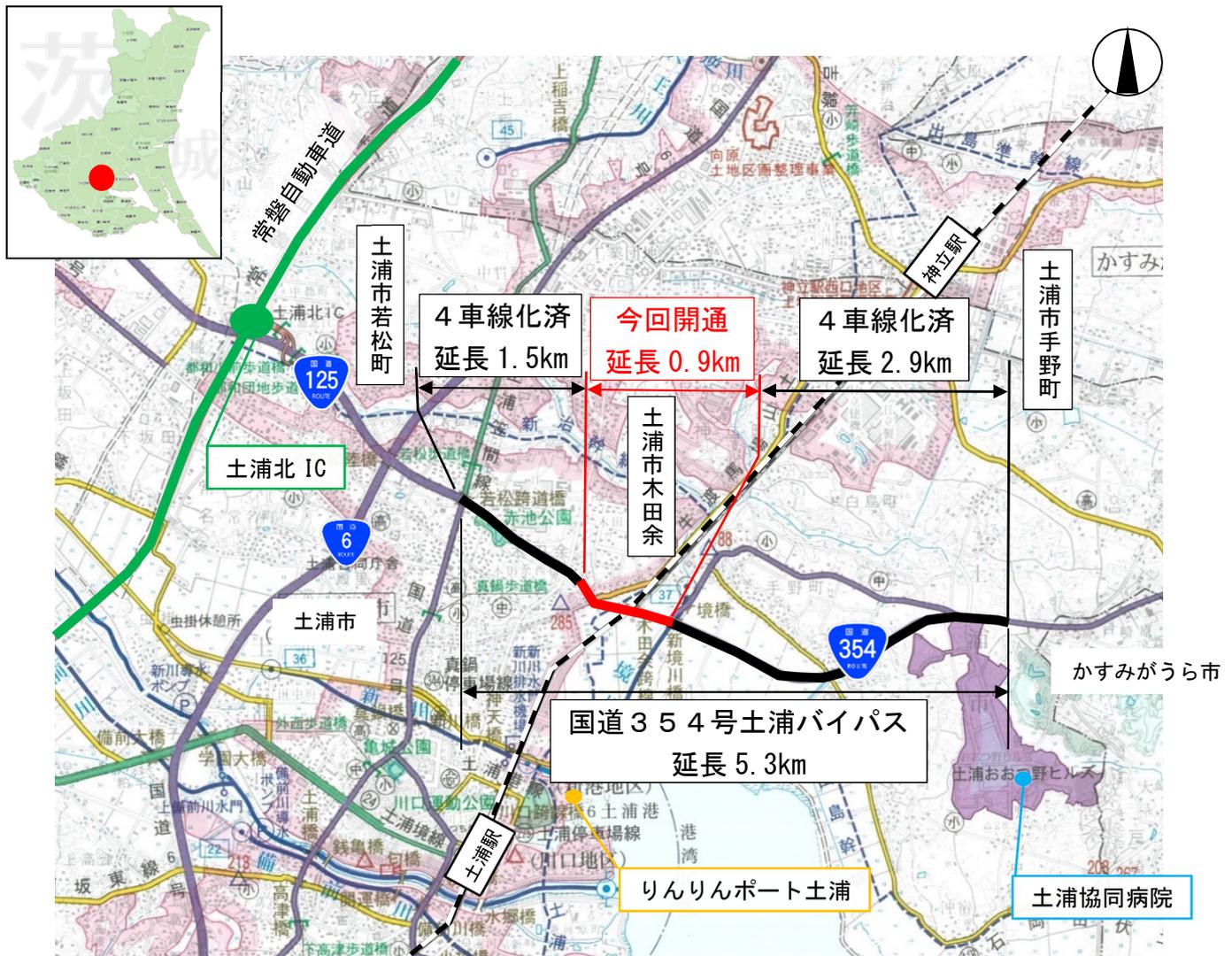
(土浦市若松町^{わかまつちょう}～手野町^{てのまち})

- 国道 354 号は、本県の南西部から鹿行^{ろっこう}地域を横断する広域的な幹線道路です。
- このうち、土浦市若松町^{わかまつちょう}から手野町^{てのまち}に至る延長約 5.3 km 区間につきまして、4 車線化の整備を進めてまいりましたが、去る 7 月 25 日に木田余^{きだまり}跨線橋を含む延長約 0.9 km 区間が開通したことにより、全線開通いたしました。
- この開通により、市内の渋滞緩和や常磐道土浦北 IC へのアクセス強化が図られ、物流の効率化などにも大きく寄与するものと期待されます。

○開通区間の概要

延 長：約 0.9 km

開 通 日：令和 5 年 7 月 25 日



県道取手つくば線バイパス

(つくばみらい市板橋^{いたばし}～南太田^{みなみおた})

○県道取手つくば線は、取手市とつくば市を結ぶ広域的な幹線道路です。

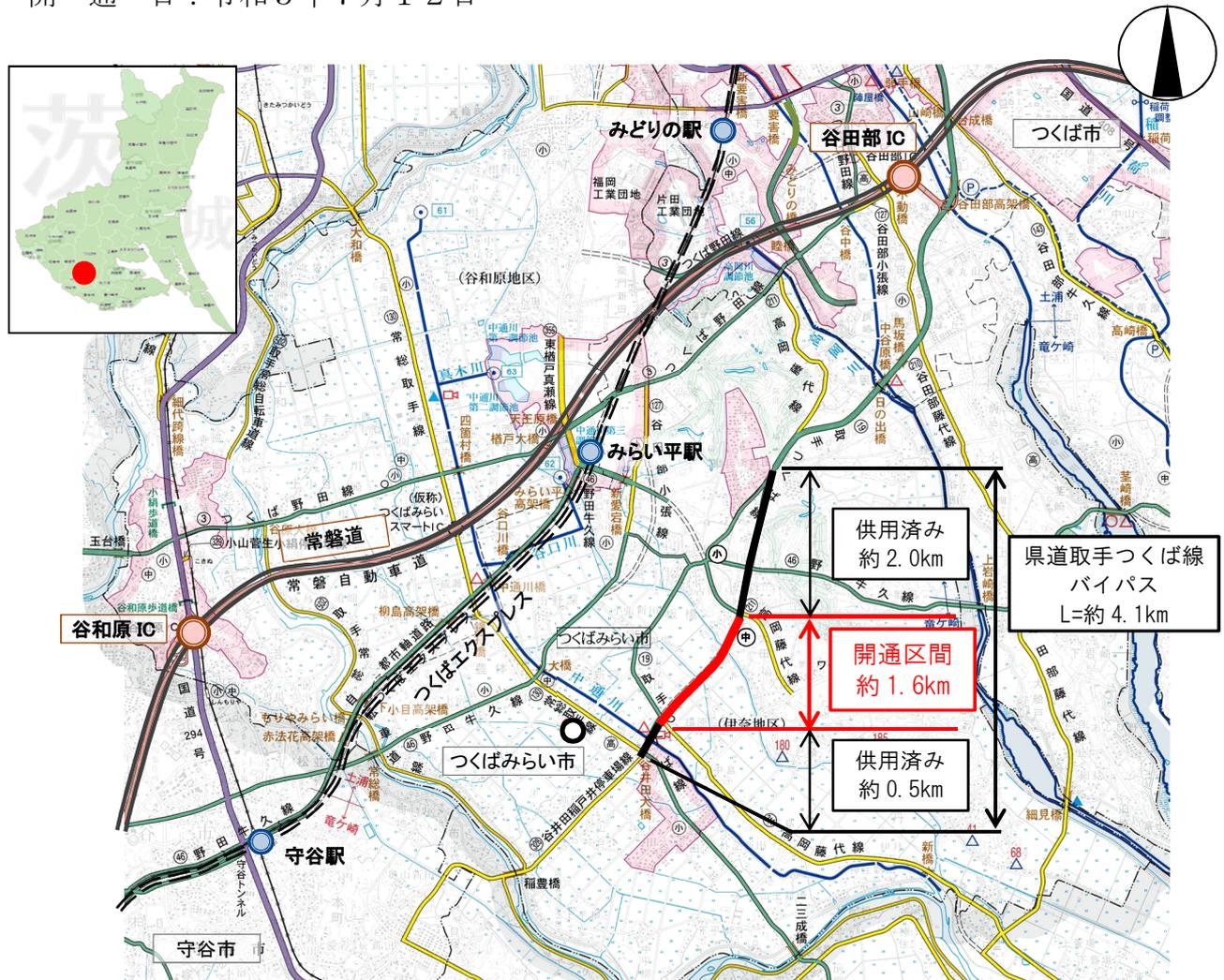
○これまで、つくばみらい市谷井田^{やいた}から狸穴^{まみあな}に至る、延長約4.1km区間につきまして整備を進めてまいりましたが、去る7月12日につくばみらい市板橋から南太田までの約1.6km区間が開通したことにより、全線開通いたしました。

○この開通により、円滑な交通や通学路等の安全が確保されるとともに、常磐道へのアクセスが向上することで、地域の更なる発展に大きく寄与するものと期待されます。

○開通区間の概要

延 長：約1.6km

開 通 日：令和5年7月12日



スマートICの準備段階調査着手について

土浦市及び守谷市が検討を進めている下記のスマートICについて、準備段階調査※に着手することが、9月8日に国土交通省より記者発表されました。

引き続き、新規事業化を目指し、土浦市及び守谷市を支援してまいります。

※ 準備段階調査：国がスマートICの必要性を確認した箇所において、新規事業化に向けて整備費用や負担区分、管理・運営方法等を検討する調査

記

【計画概要】

名 称	(仮称) 土浦スマートIC	(仮称) 守谷SAスマートIC
位 置	常磐自動車道 桜土浦IC ～土浦北IC間	常磐自動車道 守谷SA
事業主体	土浦市、東日本高速道路(株)	守谷市、東日本高速道路(株)
型 式	本線直結型	SA・PA接続型

【位置図】



牛久沼の越水被害に係る対応について

「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」に伴い発生した、牛久沼における越水被害については、大型土のうなどによる応急対応が完了したところであり、今後、堤防嵩上げなどの再度災害防止に向けた対策の実施を予定しております。

また、越水被害の発生要因等を検証したうえで、総合的な対策を検討するため、学識経験者等からなる「牛久沼越水対策検討委員会」を開催し、年内を目途に結果を取りまとめてまいります。

○ 越水箇所状況



○ 牛久沼越水対策検討委員会 委員

	所属等	役職	氏名
委員長	筑波大学 大学院システム情報系	教授	武若 聡
委員	筑波大学 大学院システム情報系	教授	堤 盛人
委員	茨城大学 工学部	教授	横木 裕宗
委員	国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所	事務所長	小淵 康正

○ 委員会スケジュール

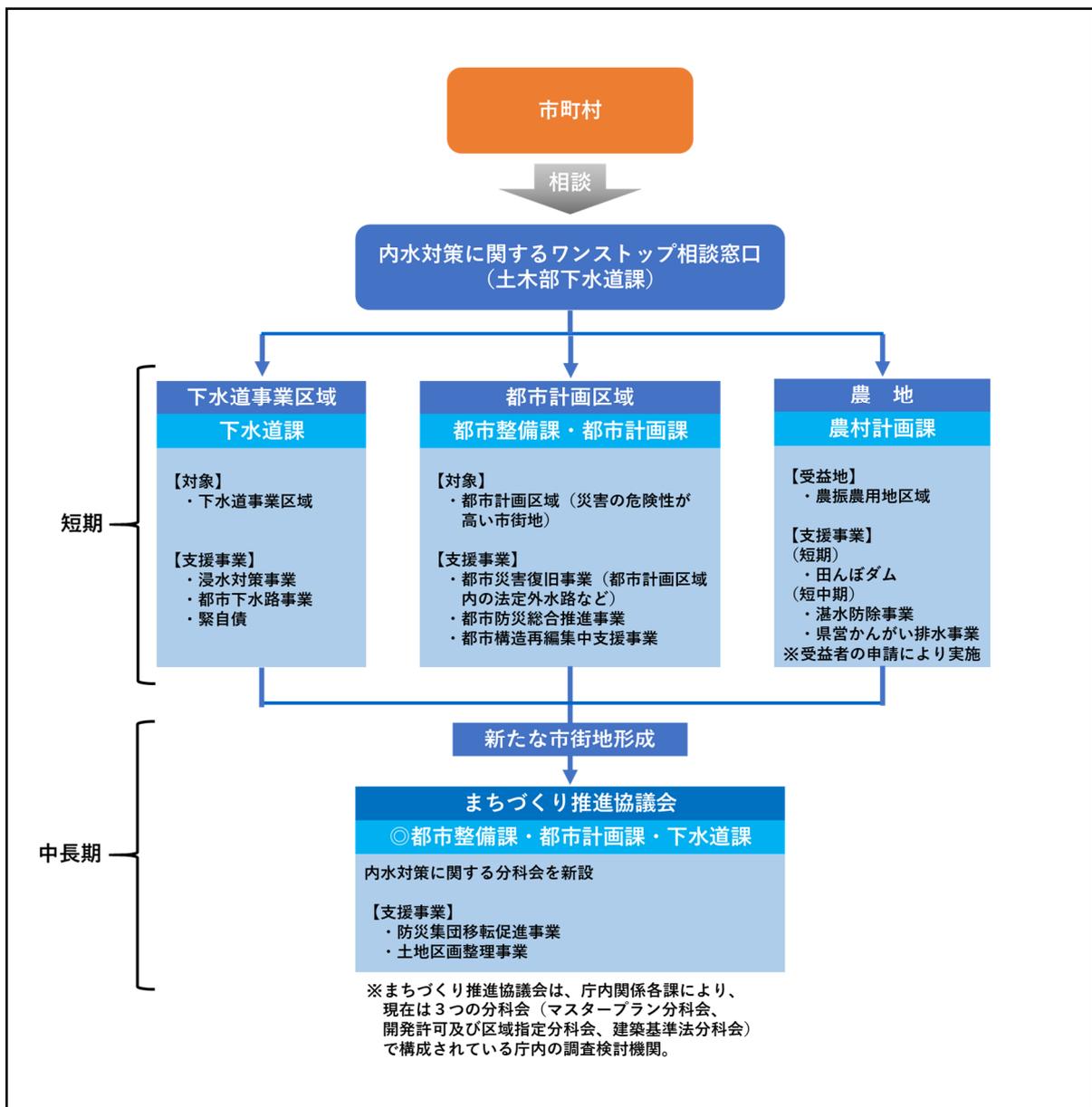
- 第1回 令和5年8月7日(月)14時～ 竜ヶ崎工事事務所 【内容】越水に係る事実確認
- 第2回 令和5年10月中旬以降 茨城県庁(予定) 【内容】越水被害の発生要因
- 第3回 令和5年11月下旬 茨城県庁(予定) 【内容】今後の越水防止対策

市町村における内水対策に関するワンストップ相談窓口の設置について

近年、気候変動等の影響により、ゲリラ豪雨や線状降水帯などの集中豪雨が頻発し、これまで被害のなかった地域でも内水氾濫による浸水被害が発生しております。

こうした状況を踏まえ、市町村が内水対策を実施するうえで抱える課題などを包括的に受け止め、浸水被害の防止・軽減対策について支援するため、「内水対策に関するワンストップ相談窓口」を設置いたしました。

○ワンストップ相談窓口フロー図



外国クルーズ船の寄港について

本年10月28日に「レガッタ」が大洗港区へ初寄港いたします。(大洗港区への外国クルーズ船入港は初)

当日は、船社企画のオプションツアーや大洗町周遊バスなどで、本県の観光をお楽しみいただくほか、ふ頭では入出港セレモニーや物販等の歓迎イベントの実施を予定しております。

また、令和6年度は、外国クルーズ船が茨城港に6回寄港する予定であり、営業戦略部や地元市町村等と連携し、受入体制の充実に努めてまいります。

1. 寄港概要

船 名：レガッタ
 乗 客 定 員：684人
 運 航 船 社：オーシャニアクルーズ社（米）
 寄 港 日：令和5年10月28日(土)
 7:00 入港/16:00 出港
 寄 港 地：茨城港大洗港区第4ふ頭
 クルーズコース：



ロサンゼルス～〔中略〕～室蘭～宮古～仙台～大洗～東京～清水～神戸～広島～鹿兒島～〔中略〕～シドニー【77日間】

主なツアー先：

偕楽園、弘道館、徳川ミュージアム、那珂湊おさかな市場、春風萬里荘 他

2. 歓迎イベント（予定）

- 入港セレモニー：大洗荒磯太鼓保存会によるウェルカム演奏、歓迎式典
- 歓迎イベント：飲食物販ブース、日本文化体験ブース
- 出港セレモニー：大洗高校によるマーチング演奏
- その他：大洗町周遊バスの運行

3. 令和6年度外国クルーズ船寄港予定（令和5年8月1日時点）

寄港日	船名	総トン数	乗客定員	受入港区
4/14	セブンシーズエクスプローラー	55,254	732	常陸那珂
7/2	ダイヤモンド・プリンセス	115,906	2,706	常陸那珂
8/4	ダイヤモンド・プリンセス	115,906	2,706	常陸那珂
8/30	ナショナルジオグラフィックレゾリューション	12,786	126	大洗
9/24	シーボーン・オデッセイ	32,477	458	常陸那珂
10/27	レガッタ	30,277	684	大洗

洞峰公園のつくば市への移管について

洞峰公園につきましては、現在、移管に向けてつくば市と協議を重ねながら、必要な手続き等の準備を進めております。

県と市における移管に向けた調整は概ね整っており、今後、県が行っている修繕工事の進捗や県有施設・県出資団体等調査特別委員会の審議状況、つくば市における準備状況などを総合的に勘案のうえ、県議会に都市公園条例改正に関する議案を上程し、早期の移管を目指してまいります。

1 県の対応状況

○移管に向けた施設修繕

- ・県が移管に先立ち、「現時点で故障等により公園の利用に不具合が生じている設備については、しっかり修繕する」という考えのもと、県、市、指定管理者の3者で修繕箇所の確認及び調整を行った。
- ・その結果を踏まえ、体育館の雨漏りをはじめ、建築・電気・機械設備、遊具などの修繕を進めている。

2 つくば市の対応状況

○市議会における全員協議会

令和5年2月 市長が「譲渡を受ける方向で県と協議していく」旨を表明

6月 移管を受けた場合の維持管理費及び修繕費、並びに市民説明会の開催を市執行部が説明し、概ね了解

○洞峰公園の無償譲渡に関する市民説明会

7月に4回の説明会（延べ127名出席）を開催し、市民との意見交換を行い、市の「現在の良好な公園環境を継続していく」という意向並びに利用者サービスの低下とならないよう十分に配慮していく方針が市民とも共有され、公園の無償譲渡(移管)について概ね合意形成が図られた。

3 今後の予定

- ・県有施設・県出資団体等調査特別委員会での審議状況などを総合的に勘案のうえ、県議会及び市議会に都市公園条例改正に関する議案を上程。
- ・県市双方の議会で審議、議決を頂いた後に速やかに公園の譲渡契約を締結。
- ・契約締結後、県による都市公園の廃止及び市による都市公園の供用の公告。

第2回 県有施設・県出資団体等調査特別委員会資料

公の施設等について
～個別施設の現状と課題、その対応方針～

(土木部)

令和5年8月30日(水)

○施設名 洞峰公園

1 現状

(1) 施設の概要

[成り立ち]

- 洞峰公園は、筑波研究学園都市の開発に伴い、昭和 55 年に学園都市の中心部、つくば市二の宮地内（当時の谷田部町）に整備された総合公園（※）である。

※総合公園とは、主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園（都市公園法施行令第 2 条）



図 洞峰公園位置図



写真 アリーナ棟

[施設]

- 公園内には、体育館や屋内温水プール、テニスコートなどの運動施設をはじめ、子ども向けの遊具などを配置した広場、既存の自然環境を生かした洞峰沼などを有している。

(参考) 洞峰公園の概要

項目	内容
名称	洞峰公園 (総合公園)
所在地	つくば市二の宮二丁目 20 外 (開園当時は筑波郡谷田部町)
敷地面積	20.0 h a
開園年月日	昭和 55 年 7 月 1 日
主な施設	体育館 (バスケット、バレー、卓球、バドミントン等に使用可) 屋内温水プール (50m×9 レーン) テニスコート (6 面、夜間照明完備) 新都市記念館 フィールドハウス 駐車場 など

[運営]

- 県では、平成 19 年度から指定管理者制度を導入し、現在「洞峰わくわく創造グループ※」により公園の運営がなされている。

※洞峰わくわく創造グループ構成法人：(株)長大、TSP 太陽(株)、(株)東京アスレティッククラブ、筑波都市整備(株)

主な運営業務

- ・施設の貸出
- ・水泳やテニスなどの体育教室、語学学習やパッチワークなどのカルチャー教室などの自主事業 など

アリーナ棟



テニスコート



プール棟



洞峰沼



多目的フィールド



フィールドアスレチック



図 洞峰公園平面図

(2) 施設の利用状況

- 県民のスポーツレクリエーション活動や憩いの場として、地域住民や公園利用者に愛されており、つくば市民を中心に年間約 25 万人以上に利用されている。

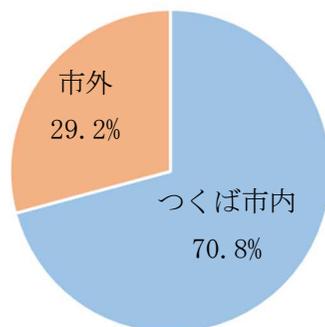
(参考) 洞峰公園の利用状況

年 度	H25	H26	H27	H28	H29
利用者数 (人)	265,680	257,265	268,513	270,543	265,934
年 度	H30	R1	R2	R3	R4
利用者数 (人)	269,929	267,695	194,111	178,981	234,420

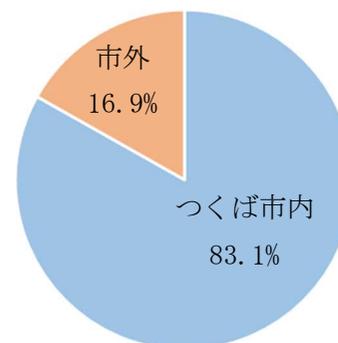
※有料公園施設（体育館、プール、テニスコート、駐車場など）の利用者数を集計したもの

(参考) 利用者の居住地割合

利用者アンケート回答者



各種教室在籍者



※居住地割合については、指定管理者が毎年度実施している利用者アンケート（令和元年～4年度）及び各種教室在籍者の居住地を集計

※市外利用者の主な居住地は土浦市、牛久市、阿見町、つくばみらい市など

(3) 管理運営コスト

○ 本公園の維持管理は、指定管理者による日常管理と、県による施設の修繕を行っており、指定管理料として年間約1億5千万円、施設の修繕費として年間平均約8千万円程度の費用を要している。

○ 指定管理業務

- ・施設管理や有料公園施設の料金徴収などの運営管理業務
- ・体育教室及びカルチャー教室並びに各種イベント（テニス大会、野鳥観察会等）の開催などの利用促進業務
- ・園内の樹木の管理や各設備の点検などの維持管理業務

(参考) 洞峰公園の指定管理料

(単位：千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
指定管理料	185,142	186,857	188,571	188,571	88,000

※H30 から R3 年度は赤塚公園を含んだ費用。R4 は公園の一部にパーク PFI を導入。(次ページ参照)

○ 施設の修繕

- ・規模の大きな修繕については、国補事業を活用しながら県が実施。
- ・年度毎にばらつきはあるが、直近6か年に実施した修繕費を平均すると、年平均約8千万円を要している。

(参考) 直近6か年の修繕箇所一覧 (10,000千円未満の修繕を含む)

(単位：千円)

発注年度	工事等内容	金額
H29	アリーナ棟太陽光パネル更新工事 他	197,349
H30	プール発券・入退場機更新工事 他	107,600
R 1	プール照明設備更新工事	17,259
R 2	アリーナ棟吸収冷温水器ユニット更新工事 他	39,175
R 3	プール改修工事、井水ろ過設備改修工事 他	129,470
R 4	園路改修工事、照明灯改修工事	12,584
	直近6か年の年平均修繕費	83,906

(4) パーク PFI 事業の概要

- 県では公園の管理運営経費の縮減と利便性向上を図るため、令和4年4月からパーク PFI 事業（※）を導入し、施設の整備に向けた準備を進めてきた。

事業者：洞峰わくわく創造グループ（現在は、洞峰パークマネジメント(株)に地位継承）

事業期間：令和4年4月1日～令和24年3月31日まで

- 事業計画及び効果

[計画]

- ・利用率の低い野球場を中心にグランピング、BBQ 施設等の
新設、インクルーシブ遊具の設置
- ・テニスコートの増設、駐車場の拡張など

[効果]

- ・収益の還元を受けることにより、年間約6千万円の
経費縮減が図られる。

指定管理料 1億5千万円 → 9千万円

※パーク PFI 事業とは

- ・都市公園において飲食店、売店等の公園施設の設置または
管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- ・事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に
還元することを条件に、事業者には都市公園法の
特例措置が適用される。

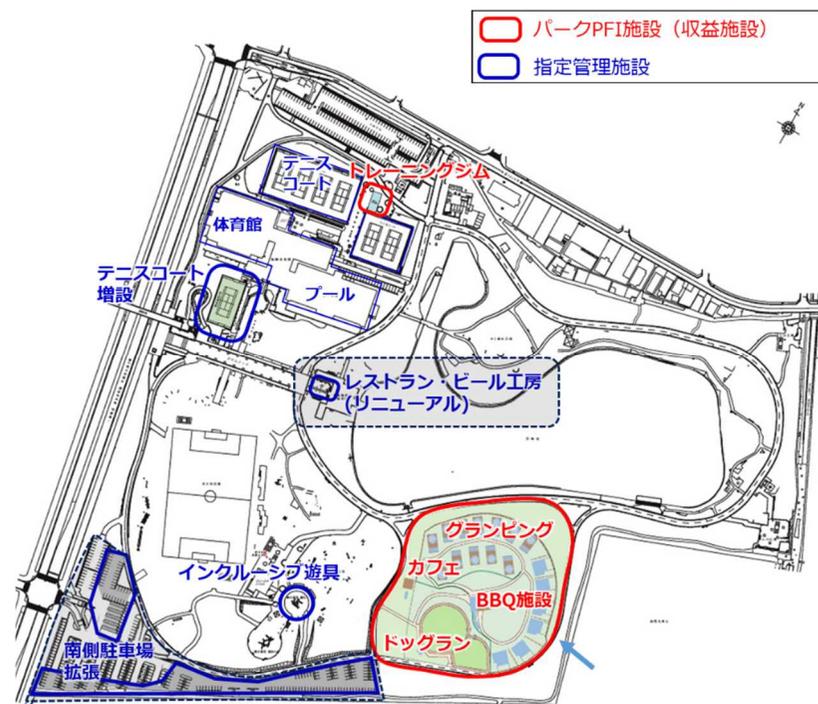


図 洞峰公園パーク PFI 事業概要図

- 事業の実施にあたり、周辺住民や利用者から不安や懸念の声をいただいたことから、県主催により、説明会や2回のアンケート調査を実施。

(参考) 説明会及びアンケート調査の実施概要

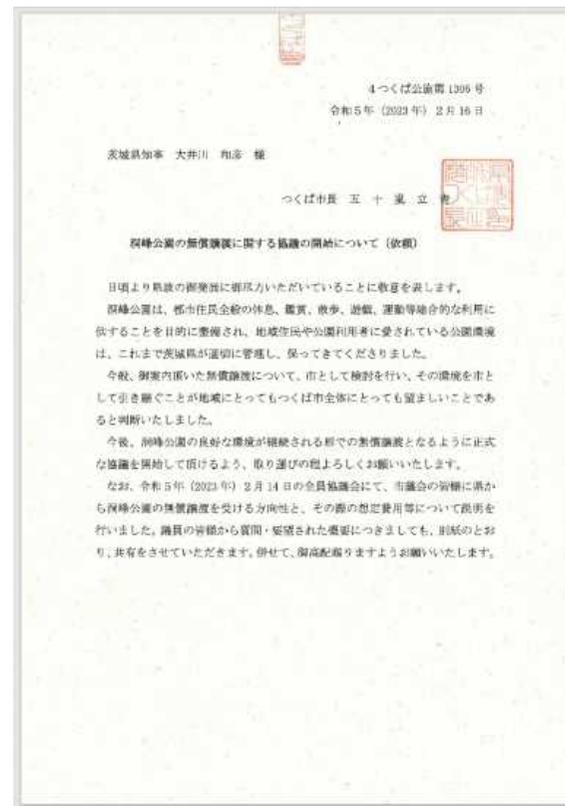
- ・説明会（つくば市内で全4回実施、延べ 約370人出席）
 - 令和4年7月2日（土） つくば国際会議場 約150人出席
 - 12日（火） 谷田部総合体育館 約40人出席
 - 21日（木） ” 約50人出席
 - 31日（日） 洞峰公園体育館 約130人出席
- ・アンケート（全2回実施、2,113件の回答）

	①記述式アンケート	②選択式アンケート
実施期間	令和4年7～8月	令和4年9月
回答者数	1,113件	1,000件

- これらの結果を踏まえて、事業計画の一部見直し案を提示。
 - ・治安悪化の懸念への対応
 - ビール工房新設の取りやめ。グランピングやBBQガーデンでの飲酒エリアの指定、24時間スタッフの常駐。
 - ・樹木伐採に伴う環境破壊の懸念への対応
 - 駐車場拡張規模の縮小に伴う樹木伐採の中止。

(5) つくば市への移管に関する提案

- 県税の負担軽減を図るパーク PFI 事業の実現を目指す一方で、総合公園の性格を鑑み、その効果を一番に享受している地元つくば市自らが、現在の公園環境と同様に管理する意向があれば、公園全ての無償譲渡（移管）について協議することも選択肢の一つとして市に提案。（令和4年12月8日）
- 令和5年2月、つくば市から、「洞峰公園の良好な環境を市として引き継ぐことが地域にとっても、市全体にとっても望ましいと判断し、現在の環境が継続される形での無償譲渡となるよう協議を開始したい」旨の申出があり、移管に向けた協議を開始することとした。



(参考) つくば市からの無償譲渡に関する協議の開始についての依頼文

(6) 県議会への説明状況

- 洞峰公園については、パーク PFI 事業の導入に向けた準備段階から移管に向けた手続きの開始にいたるまで、適宜、一般質問に対する答弁や、常任委員会における報告事項等として、ご説明している。

(参考) これまでの議会への説明状況

令和3年	6月11日	常任委員会		マーケットサウンディング調査の結果説明
	12月3日	常任委員会		指定管理者（パーク PFI 事業者と一括して選定）の指定について説明 → 12月9日 4定本会議で議決
令和4年	3月15日	常任委員会		都市公園条例の改正について説明（パーク PFI 事業に伴う野球場の削除） → 3月24日 1定本会議で議決
	6月17日	予特	山中議員	洞峰公園の新たな事業計画について（知事答弁）
	9月22日	予特	山中議員	洞峰公園の新たな事業計画について（知事答弁）
	11月15日	予特	山中議員	洞峰公園のパーク PFI 事業におけるアンケート結果と今後の対応方針について（知事答弁）
令和5年	3月7日	一般質問	星田議員	洞峰公園の無償譲渡について（知事答弁）
		一般質問	うの議員	洞峰公園のパーク PFI 事業導入における住民意見の反映について (部長答弁)
	3月10日	一般質問	玉造議員	広域行政としての県の役割について（知事答弁）
	3月14日	常任委員会	常井議員	議決なしで無償譲渡できることについて
		常任委員会		洞峰公園のつくば市への移管について説明

(7) 移管に向けた市との協議状況

- 現在、移管に向けて市と協議を重ねながら、必要な手続き等の準備を進めている。

- つくば市との主な協議状況
 - ・ 移管に向けた施設修繕
県が移管に先立ち、「現時点で故障等により公園の利用に不具合が生じている設備については、しっかり修繕する」という考えのもと、県、市、指定管理者の3者で修繕箇所の確認及び調整を行った。
その結果を踏まえ、体育館の雨漏りをはじめ、建築・電気・機械設備、遊具などの修繕を進めている。

- つくば市の対応
 - ・ 市議会における全員協議会
令和5年2月 市長が「譲渡を受ける方向で県と協議していく」旨を表明
6月 移管を受けた場合の維持管理費及び修繕費及び7月の説明会開催を市執行部が説明し、概ね了解

 - ・ 市民説明会
つくば市においては、洞峰公園の無償譲渡に関する説明会を通じて市民との意見交換を行い、市の「現在の良好な公園環境を継続していく」という意向が市民とも共有され、公園の無償譲渡(移管)について概ね合意形成が図られた。

(参考) 市民説明会の実施概要

つくば市内で全4回実施、延べ 127人出席

令和5年7月22日(土) 10時00分～	大穂交流センター	26人出席
14時00分～	洞峰公園体育館	50人出席
18時30分～	つくば市ふれあいプラザ	16人出席
28日(金) 18時30分～	洞峰公園新都市記念館	35人出席

(参考) これまでの経緯

- 令和3年8～9月 指定管理者・パーク PFI 事業者を一括して公募
- 令和4年 4月 事業者による P-PFI 事業開始
- 4～5月 周辺住民が不安や懸念を表す要望書を県に提出
- 7～8月 県主催説明会（7月に計4回、延べ370人出席）及び記述式アンケートの実施（1,113件の回答）
- 9月 追加で選択式アンケートを実施（1,000件の回答）
- 10月 説明会やアンケート結果を踏まえて、事業計画を一部見直し
- 11月 つくば市から、利用料金の値上げ及び協議会設置の要望書提出
- 12月 市に対して、値上げ及び協議会設置とも採用しない旨回答
併せて市が自ら公園を管理する意向があれば、市へ無償譲渡することを提案
- 令和5年 1月 近隣のマンション管理組合から「移管は問題解決に向けた素晴らしい提案であり、移管に向けた交渉を市と進めてほしい」旨の要望書提出
- 2月 つくば市議会全員協議会において、市長が「譲渡を受ける方向で県と協議していく」旨を表明
つくば市から、「洞峰公園は地域住民や公園利用者に愛されている公園であり、その良好な環境を引き継ぐことが市にとっても望ましい。無償譲渡に向け正式に協議を開始していただきたい。」旨の回答
- 3月 県議会一般質問（星田議員、玉造議員、うの議員に対し、知事・土木部長が答弁）
県議会土木企業立地推進委員会において、土木部長より「市への移管手続きを進める」旨の説明
- 6月 つくば市議会全員協議会において、移管を受けた場合の維持管理費・修繕費や7月中に市民説明会を実施することを市執行部が説明し、概ね了承
- 7月 つくば市主催の「洞峰公園の無償譲渡に関する説明会」が行われ、出席した市民から「生態系豊かな洞峰公園を次世代に引き継いでいくためには、市、自ら管理していくことが望ましい」など移管に賛同を示す意見が多数

2 課題

- 早期の移管に向け、現在、県・市双方で準備を進めており、県と市が足並みを揃えて、都市公園条例の改正等の手続きを着実に進め、公園利用者等に支障を与えないことが必要である。

3 対応方針

- 県と市における移管に向けた調整は概ね整っており、県が行っている修繕工事の進捗や調査特別委員会の審議状況、つくば市における準備状況などを総合的に勘案のうえ、県議会に都市公園条例改正に関する議案を上程し、審議をお願いしたい。なお、市においても時期を同じくして、都市公園条例の改正等の関連議案を上程予定である。

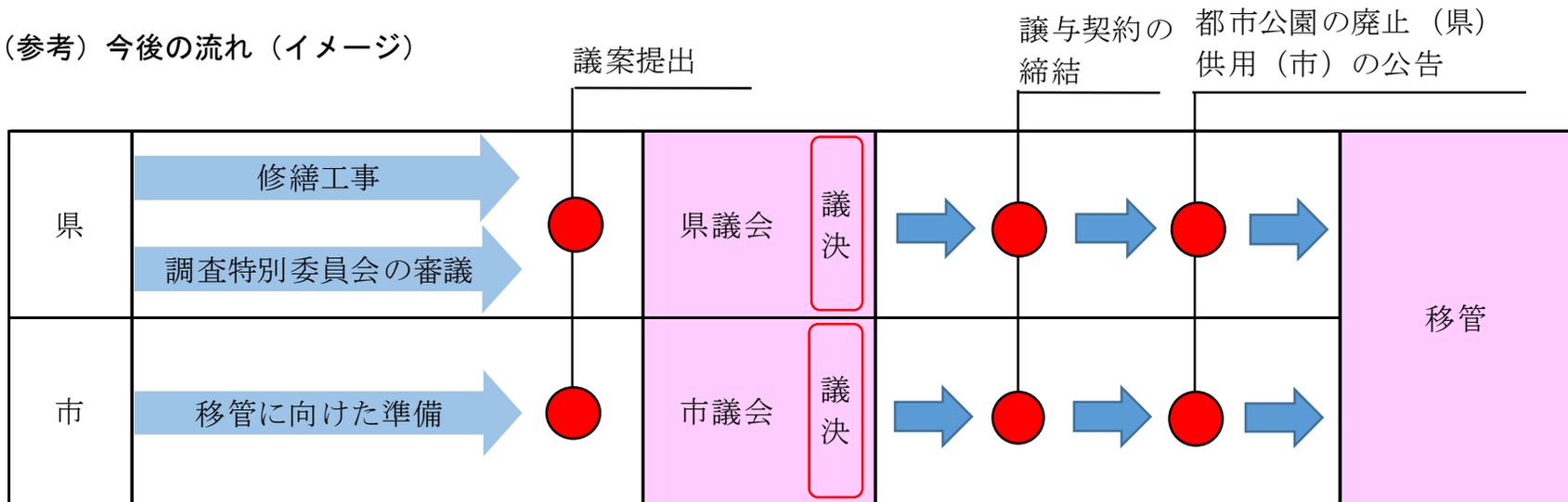
4 周辺への影響とその対応

- つくば市は「現在の公園環境を引き継ぐことが、地域にとっても市全体にとっても望ましい」との意向であり、利用者サービスの低下とならないよう十分配慮していく方針であることから、移管後も、これまでの公園環境や利用者サービスが維持・継続されるものとする。

5 今後の予定

- 県が行っている修繕工事の進捗や調査特別委員会の審議状況、つくば市における準備状況などを総合的に勘案のうえ、県議会及び市議会に都市公園条例改正に関する議案を上程。
- 県・市双方の議会での審議、議決をいただいた後、速やかに公園の譲与契約の締結を行う。
- 契約締結後、県による都市公園の廃止、市による都市公園の供用の公告をもって、公園の移管となる。

(参考) 今後の流れ (イメージ)



令和5年第3回定例会土木企業立地推進委員会

議案等説明資料

令和5年9月14日

土 木 部

目 次

【予算】第 99 号議案、第 100 号議案

○令和 5 年度予算 課別一覧（9 月補正）	3
○令和 5 年度予算 公共事業費一覧（9 月補正）	4
○令和 5 年度 繰越予算一覧（9 月補正）	6
○令和 5 年度 債務負担行為補正一覧（9 月補正）	7
○令和 5 年度 地方債補正一覧（9 月補正）	8

【条例・その他】

○第 104 号議案 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例	9
○第 111 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	15

【報告】

○報告第 4 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について	
別記 2 損害賠償の額の決定について	18
別記 3 損害賠償の額の決定について	19
別記 4 損害賠償の額の決定について	20
別記 5 損害賠償の額の決定について	21
別記 6 損害賠償の額の決定について	22

令和5年度予算 課別一覽(9月補正)

(一般会計)

土木部

第99号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算(第3号)

(単位:千円)

区 分	現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
監 理 課	2,898,305	-	2,898,305
用 地 課	61,296	-	61,296
検 査 指 導 課	39,221	-	39,221
道 路 建 設 課	30,959,330	-	30,959,330
道 路 維 持 課	30,453,470	1,569,000	32,022,470
河 川 課	21,107,809	1,283,000	22,390,809
港 湾 課	5,106,226	-	5,106,226
営 繕 課	241,277	-	241,277
都 市 計 画 課	142,591	-	142,591
都 市 整 備 課	2,676,398	31,009	2,707,407
下 水 道 課	2,623,666	-	2,623,666
建 築 指 導 課	447,067	-	447,067
住 宅 課	4,627,796	-	4,627,796
計	101,384,452	2,883,009	104,267,461

(特別会計)

港 湾 事 業	10,965,139	-	10,965,139
計	10,965,139	-	10,965,139

(企業会計)

鹿島臨海都市計画 下水道事業	6,262,508	-	6,262,508
流域下水道事業	25,072,842	-	25,072,842
計	31,335,350	-	31,335,350

土木部計	143,684,941	2,883,009	146,567,950
------	-------------	-----------	-------------

令和5年度予算 公共事業費一覧(9月補正)

土木部

(一般会計)

(単位:千円)

区 分		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B	
道 路 事 業	道路建設課	補助	24,749,340	-	24,749,340
		県単	4,819,710	-	4,819,710
		計	29,569,050	-	29,569,050
	道路維持課	補助	10,487,000	973,000	11,460,000
		直轄負担金	7,767,165	-	7,767,165
		県単	11,187,217	596,000	11,783,217
		計	29,441,382	1,569,000	31,010,382
	計	補助	35,236,340	973,000	36,209,340
		直轄負担金	7,767,165	-	7,767,165
		県単	16,006,927	596,000	16,602,927
		計	59,010,432	1,569,000	60,579,432
	河川事業				
河川課					
	補助	7,380,253	-	7,380,253	
	直轄負担金	6,628,885	-	6,628,885	
	県単	6,023,530	1,283,000	7,306,530	
	計	20,032,668	1,283,000	21,315,668	
港湾事業					
港湾課					
	補助	1,888,126	-	1,888,126	
	直轄負担金	940,500	-	940,500	
	県単	374,051	-	374,051	
	計	3,202,677	-	3,202,677	
都 市 計 画 事 業	都市計画課	補助	5,675	-	5,675
		計	5,675	-	5,675
	都市整備課	補助	963,171	31,009	994,180
		直轄負担金	188,987	-	188,987
		県単	1,281,374	-	1,281,374
		計	2,433,532	31,009	2,464,541
	計	補助	968,846	31,009	999,855
		直轄負担金	188,987	-	188,987
		県単	1,281,374	-	1,281,374
		計	2,439,207	31,009	2,470,216
下水道事業					
下水道課					
	補助	925,887	-	925,887	
	県単	23,700	-	23,700	
	計	949,587	-	949,587	
住宅事業					
住宅課					
	補助	2,041,221	-	2,041,221	
	計	2,041,221	-	2,041,221	
計					
	補助	48,440,673	1,004,009	49,444,682	
	直轄負担金	15,525,537	-	15,525,537	
	県単	23,709,582	1,879,000	25,588,582	
	計	87,675,792	2,883,009	90,558,801	

令和5年度予算 公共事業費一覧(9月補正)

(企業会計)

(単位:千円)

区 分		現計予算額 A	今回補正額 B	補正後予算額 C=A+B
流域下水道事業 下水道課	補助	4,200,500	-	4,200,500
	県単	30,931	-	30,931
	計	4,231,431	-	4,231,431
計	補助	4,200,500	-	4,200,500
	県単	30,931	-	30,931
	計	4,231,431	-	4,231,431

土木部計	補助	52,641,173	1,004,009	53,645,182
	直轄負担金	15,525,537	-	15,525,537
	県単	23,740,513	1,879,000	25,619,513
	計	91,907,223	2,883,009	94,790,232

令和5年度 繰越予算一覧 (9月補正)

土木部

第99号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算(第3号)

第100号議案 令和5年度茨城県港湾事業特別会計補正予算(第1号)

(繰越明許費)

(単位：千円)

会計区分		課 名	繰 越 額 (R5→R6)
一 般 会 計		道 路 建 設 課	13,669,217
		道 路 維 持 課	12,332,235
		河 川 課	4,458,946
		港 湾 課	658,759
		都 市 整 備 課	393,000
		下 水 道 課	409,256
		住 宅 課	21,924
		計	31,943,337
特 別 会 計	港湾事業	港 湾 課	2,175,200
		計	2,175,200
		計	34,118,537

令和5年度 債務負担行為補正一覧（9月補正）

土木部

第99号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算(第3号)

【工事請負契約に関するもの】（「ゼロ債務負担行為」）

事項	事業内容	期間	限度額	担当課
地方道路整備工事請負契約	一般国道293号、常陸太田市増井町地内外9箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	1,220,000千円	道路建設課
県単道路緊急修繕工事請負契約	一般国道123号、城里町那珂西地内外23箇所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結する	令和6年度	940,000千円	道路維持課
県単道路植栽管理工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	740,000千円	道路維持課
県単道路維持工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	80,000千円	道路維持課
電線共同溝整備工事請負契約	一般国道349号、常陸太田市木崎二町地内外1箇所の電線共同溝整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	210,000千円	道路維持課
県単交通安全施設工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	60,000千円	道路維持課
国補河川改修工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	150,000千円	河川課
海岸保全施設整備工事請負契約	鹿嶋海岸、鹿嶋市荒野地先の養浜に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	70,000千円	河川課
県単水辺空間づくり河川整備事業工事請負契約	一級河川前川、潮来市潮来地先の河川堤防護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	5,000千円	河川課
港湾統合補助事業工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	84,000千円	港湾課
県営住宅長寿命化工事請負契約	百合が丘アパートの県営住宅の長寿命化に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	84,240千円	住宅課
合 計			3,643,240千円	

【業務委託契約に関するもの】（「ゼロ債務負担行為」）

事項	事業内容	期間	限度額	担当課
橋梁点検業務委託契約	鉄道及び高速道路を跨ぐ道路橋の定期点検業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	150,000千円	道路維持課

第100号議案 令和5年度茨城県港湾事業特別会計補正予算(第1号)

【工事請負契約に関するもの】（「ゼロ債務負担行為」）

事項	事業内容	期間	限度額	担当課
茨城港常陸那珂港区機能施設整備工事請負契約	茨城港常陸那珂港区のふ頭用地整備及び荷役機械整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	1,400,000千円	港湾課

令和5年度 地方債補正一覧（9月補正）

土木部

第99号議案 令和5年度 茨城県一般会計補正予算(第3号)

第4表 地方債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
河川事業	千円 12,640,000	千円 982,000	千円 13,622,000	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
海岸整備事業	223,700	-	223,700			
砂防事業	51,900	-	51,900			
急傾斜地崩壊対策事業	165,200	-	165,200			
港湾整備事業	1,600,600	-	1,600,600			
道路橋梁整備事業	23,612,800	778,800	24,391,600			
街路事業	81,000	-	81,000			
公営住宅建設事業	986,100	-	986,100			
過年補助災害復旧事業	14,400	-	14,400			
現年補助災害復旧事業	164,600	-	164,600			
過年直轄災害復旧事業	81,000	-	81,000			
現年直轄災害復旧事業	21,800	-	21,800			
単独災害復旧事業	173,300	136,000	309,300			
公園事業	621,400	17,400	638,800			
防災対策事業	430,500	46,000	476,500			
合併特例事業	1,409,500	-	1,409,500			
地方道路等整備事業	741,800	-	741,800			
緊急防災・減災事業	281,600	90,000	371,600			
計	43,301,200	2,050,200	45,351,400			

1 改正の理由・根拠

公営住宅法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の目的

公営住宅の入居者資格等の見直しに係る公営住宅法の一部改正等を踏まえ、住宅に困窮する者の居住の確保に資するため、県営住宅に入居できる者の資格について見直しを行う。

3 背景・必要性

近年、若年単身世帯（満 60 歳未満）を含む単身世帯が増加している傾向を踏まえ、住宅に困窮する単身世帯に対して的確に県営住宅が供給されるよう、入居資格要件について所要の改正を行うもの

4 内容

県営住宅への入居は同居親族があることが原則（同居親族要件）となっており、単身世帯の入居については、これまで満 60 歳以上の高齢者などに限られていたところ、若年単身世帯が入居できるようにするため、同居親族要件を廃止する。

（現 行）

- 同居親族要件があることから、
満 60 歳以上の高齢者、障害者及び生活保護者等を除き、
単身世帯は入居不可

（改正後）

- 同居親族要件を廃止することにより、
年齢など条件に関わらず、単身世帯も入居可能

※ ただし、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅での介護を受けることができない又は困難と認められる者については、引き続き同居親族が必要となる。

5 効果・影響

同居親族要件を廃止することにより、住宅に困窮する若年単身世帯の低額所得者が県営住宅に入居可能となる。

6 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 準一般県営住宅 前号に掲げるものを除くほか、その収入が第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる金額を超えない者に対して賃貸するための県営住宅をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第 6 条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 準一般県営住宅 前号に掲げるものを除くほか、その収入が第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる金額を超えない者に対して賃貸するための県営住宅をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第 6 条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第 12 条、第 44 条及び付則第 8 項において同じ。)</u>があること。</p> <p>(2) <u>その者が独立の生計を営む者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族がその者と生計を一にしている者であること。</u></p> <p>(3) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p>

ア 入居者が(ア)から(エ)までに掲げる場合 214,000 円

(ア) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が(a)から(c)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める程度であるもの

(a) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

(b) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度

(c) 知的障害 (b)に規定する精神障害の程度に相当する程度

b 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの

c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の

ア 入居者が(ア)から(エ)までに掲げる場合 214,000 円

(ア) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が(a)から(c)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める程度であるもの

(a) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

(b) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度

(c) 知的障害 (b)に規定する精神障害の程度に相当する程度

b 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの

c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の

認定を受けている者

d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの

e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(イ) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上の者又は 18 歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者がある場合

(エ) 入居者の年齢が、同居者(配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。))に限る。)の年齢と合計して規則で定める年齢を超えない場合

イ 一般県営住宅が法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000 円(当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000 円

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

認定を受けている者

d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの

e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(イ) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上の者又は 18 歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者がある場合

(エ) 入居者の年齢が、同居者(配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。))に限る。)の年齢と合計して規則で定める年齢を超えない場合

イ 一般県営住宅が法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000 円(当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000 円

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、その者が親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第 12 条及び第 44 条において同じ。)であること。

(4) その者が独立の生計を営む者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族がある場合にあっては、その親族と生計を一にしていること。

(5) 公営住宅又は準一般県営住宅の家賃を滞納していない者(規則で定める者を含む。)であること。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(第 42 条第 1 項第 6 号及び第 44 条第 6 号において「暴力団員」という。)でないこと。

(7) その者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(削除)

(新設)

(新設)

(5) 公営住宅又は準一般県営住宅の家賃を滞納していない者(規則で定める者を含む。)であること。

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(第 42 条第 1 項第 6 号及び第 44 条第 6 号において「暴力団員」という。)でないこと。

(新設)

2 次の各号のいずれかに該当する者にあっては、前項第 1 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあっては、この限りでない。

(削除)	(1) <u>満 60 歳以上の者</u>
(削除)	(2) <u>障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの</u>
(削除)	ア <u>身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度</u>
(削除)	イ <u>精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度</u>
(削除)	ウ <u>知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</u>
(削除)	(3) <u>生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 1 項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 127 号)附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 106 号)附則第 2 条第 1 項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</u>
(削除)	(4) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条第 2 項に規定する被害者又は同法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者</u>

(削除)	であって、ア又はイのいずれかに該当するもの
(削除)	ア <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 3 条第 3 項第 3 号若しくは同法第 28 条の 2 において準用する同法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条若しくは同法第 28 条の 2 において準用する同法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者</u>
(削除)	イ <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条第 1 項又は同法第 28 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの</u>
(削除)	(5) <u>犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等(前号に該当する者を除く。)であって、ア又はイのいずれかに該当するもの</u>
(削除)	ア <u>犯罪により害を被ったことにより収入が減少し現在居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者</u>
(削除)	イ <u>現在居住している住宅又はその付近において犯罪等(犯罪被害者等基本法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。)が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者</u>
(削除)	(6) <u>生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)第 3 条第 2 項</u>

(削除)

(削除)

2 知事は、入居の申込みをした者が前項第7号に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その指定する職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 知事は、入居の申込みをした者が第1項第7号に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

4 現に同居し、又は同居しようとする親族がない者(以下「単身者」という。)の入居を認める一般県営住宅の規格は、居室数が2室以下又はその住戸面積が50平方メートル以下の規模の住宅(以下「小規模住宅」という。)とする。ただし、これにより難い場合には、知事が別に定める規格の住宅とすることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅若しくは準一般県営住宅の用途の廃止により当該公営住宅又は準一般県営住宅の明渡しをしようとする者で当該明渡しに伴い次条第1項の規定により入居の申込みをしたものは、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

第3号に規定する事業による援助を受けている者

(7) 第1項第3号ア(ア)bからeまでのいずれかに該当する者

(8) 前各号に掲げるもののほか、特に居住の安定を図る必要があると認められる者

3 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その指定する職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 知事は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

5 第2項に規定する者(以下「単身者」という。)の入居を認める一般県営住宅の規格は、居室数が2室以下又はその住戸面積が50平方メートル以下の規模の住宅(以下「小規模住宅」という。)とする。ただし、これにより難い場合には、知事が別に定める規格の住宅とすることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅若しくは準一般県営住宅の用途の廃止により当該公営住宅又は準一般県営住宅の明渡しをしようとする者で当該明渡しに伴い次条第1項の規定により入居の申込みをしたものは、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第1号イに掲げる一般県営住宅の入居者は、同条第1項に掲げる条件

を具備するほか、当該災害発生の日から起算して3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

(収入超過者の認定)

第29条 知事は、入居者が一般県営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第16条第2項の規定により認定し、又は第15条第4項に規定する方法により把握した当該入居者の収入が第6条第1項第1号の金額を超えるときは、毎年度、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知しなければならない。

2 (略)

(一般県営住宅の管理に関する規定の準用)

第42条の2 準一般県営住宅の管理については、第4条、第5条、第6条(第1項第1号イを除く。)、第7条(第2項を除く。)、第8条(第3項を除く。)、第9条(第4項を除く。)、第10条から第19条の2まで、第20条(第2項を除く。)、第21条から第35条まで、第36条(第2項を除く。)、第37条、第41条及び第42条(第1項第7号、第6項及び第7項を除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「一般県営住宅」とあるのは「準一般

2 前条第1項第3号イに掲げる一般県営住宅の入居者は、同条第1項に掲げる条件(単身者にあつては、同項第1号に掲げる条件を除く。)を具備するほか、当該災害発生の日から起算して3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

(収入超過者の認定)

第29条 知事は、入居者が一般県営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第16条第2項の規定により認定し、又は第15条第4項に規定する方法により把握した当該入居者の収入が第6条第1項第3号の金額を超えるときは、毎年度、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知しなければならない。

2 (略)

(一般県営住宅の管理に関する規定の準用)

第42条の2 準一般県営住宅の管理については、第4条、第5条、第6条(第1項第3号イを除く。)、第7条(第2項を除く。)、第8条(第3項を除く。)、第9条(第4項を除く。)、第10条から第19条の2まで、第20条(第2項を除く。)、第21条から第35条まで、第36条(第2項を除く。)、第37条、第41条及び第42条(第1項第7号、第6項及び第7項を除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「一般県営住宅」とあるのは「準一般

県営住宅」と読み替えるほか、第6条第1項第1号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「ア」と、同条第4項中「居室数が2室以下又はその住戸面積が50平方メートル以下の規模の住宅(以下「小規模住宅」という。)とする。ただし、これにより難い場合には、知事が別に定める規格の住宅とすることができる」とあるのは「知事が別に定めるものとする」と、第37条第1項中「、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による一般県営住宅への入居の手続」とあるのは「又は第35条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

付 則

1～7 (略)

(削除)

県営住宅」と読み替えるほか、第6条第1項第1号中「、第44条及び付則第8項」とあるのは「及び第44条」と、同項第3号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「ア」と、同条第5項中「居室数が2室以下又はその住戸面積が50平方メートル以下の規模の住宅(以下「小規模住宅」という。)とする。ただし、これにより難い場合には、知事が別に定める規格の住宅とすることができる」とあるのは「知事が別に定めるものとする」と、第37条第1項中「、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による一般県営住宅への入居の手続」とあるのは「又は第35条の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

付 則

1～7 (略)

8 当分の間、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の令附則第7項で定める地域内の一般県営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該一般県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1項第1号の条件を具備する者とみなす。

第111号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

監理課

1 負担額

703,571千円

2 提出理由

令和5年度において県が行う河川事業、港湾事業及び下水道事業に対する市町村の負担について、下記根拠法令に基づき、その額を定めようとするものである。

3 根拠法令

- ・地方財政法第27条第1項及び第2項
- ・下水道法第31条の2第1項及び第2項

(要旨) 都道府県は、都道府県が行う建設事業等によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する経費の一部を負担させることができる。負担額は、当該市町村の意見を聞き、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

4 議案の概要

(1) 河川事業 (急傾斜地崩壊対策事業)

- ・負担額：72,150千円
- ・日立市外13市町

(2) 港湾事業 (港湾建設事業)

- ・負担額：121,500千円
- ・ひたちなか市外1村

(3) 下水道事業 (流域下水道建設事業)

- ・負担額：509,921千円
- ・水戸市外30市町村

【市町村別の負担額は16ページ及び17ページ】

5 参考事項

該当市町村には、各法に基づき意見を聞き、負担について同意する旨の回答を得ている。

市町村別の負担額

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
河川事業	日立市	101,500 ^{千円}	10,150 ^{千円}	
	土浦市	105,000	10,500	
	石岡市	10,000	1,000	
	常陸太田市	80,000	8,000	
	高萩市	30,000	3,000	
	北茨城市	15,000	1,500	
	笠間市	30,000	3,000	
	ひたちなか市	7,000	700	
	鹿嶋市	100,000	10,000	
	行方市	97,900	9,790	
	鉾田市	70,000	7,000	
	小美玉市	50,000	5,000	
	大子町	1,100	110	
	阿見町	24,000	2,400	
港湾事業	ひたちなか市	1,100,000	103,500	
	東海村	600,000	18,000	
下水道事業	水戸市	174,035	31,267	
	日立市	88,194	15,845	
	土浦市	569,220	109,122	
	古河市	4,593	1,147	
	石岡市	182,299	34,948	
	龍ヶ崎市	10,710	2,677	
	下妻市	170,653	34,738	
	常総市	111,348	21,797	
	常陸太田市	39,736	7,139	
	牛久市	9,114	2,278	
	つくば市	51,977	12,500	
	ひたちなか市	194,317	34,912	
	潮来市	46,029	11,507	
	常陸大宮市	21,806	3,918	

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
	那珂市	66,873	12,015	
	筑西市	97,011	20,303	
	坂東市	3,457	865	
	稲敷市	714	179	
	かすみがうら市	126,493	24,249	
	桜川市	29,719	6,194	
	行方市	24,351	6,088	
	小美玉市	193,460	37,087	
	茨城町	15,510	7,755	
	大洗町	42,851	7,699	
	城里町	15,506	2,786	
	東海村	48,943	8,793	
	阿見町	168,658	32,332	
	河内町	798	200	
	八千代町	86,611	18,434	
	境町	2,780	695	
	利根町	1,806	452	

**報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
(別記2 損害賠償の額の決定について)**

道路維持課

1 報告提出の理由

県道日立笠間線で発生した自転車破損事故について、令和5年8月1日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

個人

3 示談の概要

(1) 事故発生日

令和5年4月1日(土)午前9時30分頃

(2) 事故発生場所

笠間市福田962番地20地先県道上

(3) 事故概要

県道日立笠間線を自転車で走行中、道路上の穴に落輪し、自転車を破損した。

(4) 損害賠償の額

518,760円

(全て東京海上日動火災保険株式会社からの支払)

**報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
(別記3 損害賠償の額の決定について)**

道路維持課

1 報告提出の理由

県道水戸神栖線で発生した車両破損事故について、令和5年8月1日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

個人

3 示談の概要

(1) 事故発生日

令和5年4月2日(日)午後0時40分頃

(2) 事故発生場所

水戸市千波町1945番地の12地先県道上

(3) 事故概要

県道水戸神栖線を普通乗用自動車で行中、落下してきた植樹帯の樹木の枝に衝突し、普通乗用自動車を破損した。

(4) 損害賠償の額

598,943円

(全て東京海上日動火災保険株式会社からの支払)

**報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
(別記4 損害賠償の額の決定について)**

道路維持課

1 報告提出の理由

国道354号で発生した車両破損事故について、令和5年8月1日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

個人

3 示談の概要

(1) 事故発生日

令和5年4月16日(日)午後11時頃

(2) 事故発生場所

つくば市下広岡1056番地12地先国道上

(3) 事故概要

国道354号を普通乗用自動車で行中、道路上の穴に落輪し、普通乗用自動車を破損した。

(4) 損害賠償の額

797,347円

(全て損害保険ジャパン株式会社からの支払)

**報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
(別記5 損害賠償の額の決定について)**

道路維持課

1 報告提出の理由

県道大子那須線で発生した車両破損等事故について、令和5年8月3日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

- (1) 個人
- (2) 東京都千代田区平河町二丁目7番9号JA共済ビル
全国共済農業協同組合連合会
代表理事 柳井 二三夫

3 示談の概要

- (1) 事故発生日
令和4年8月8日(月)午前11時34分頃
- (2) 事故発生場所
久慈郡大子町大字上野宮1814番地4地先県道上
- (3) 事故概要
県道大子那須線を大型自動二輪車で走行中、道路を横断するグレーチングの蓋の不全により落輪し、大型自動二輪車等を破損するとともに、運転者が負傷した。
- (4) 損害賠償の額
911,474円
(全て東京海上日動火災保険株式会社からの支払)

**報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
(別記6 損害賠償の額の決定について)**

道路維持課

1 報告提出の理由

県道宇都宮笠間線で発生した車両破損事故について、令和5年8月3日専決処分したので、地方自治法第179条第3項に基づいて報告するものである。

2 損害賠償の相手方

- (1) 埼玉県入間市狭山台18番地1
株式会社啓和運輸
代表取締役 川島 満
- (2) 水戸市田野町456番1
株式会社マルワ
代表取締役 小松崎 裕康

3 示談の概要

- (1) 事故発生日
令和5年4月6日(木)午後5時20分頃
- (2) 事故発生場所
笠間市片庭1853番地1地先県道上
- (3) 事故概要
県道宇都宮笠間線を走行中、県道の法面から落下してきた樹木に衝突し、相手方(株式会社啓和運輸)は普通貨物自動車を、相手方(株式会社マルワ)は小型貨物自動車を破損した。
- (4) 損害賠償の額
1,128,134円
(全て損害保険ジャパン株式会社からの支払)

令和5年第3回定例会土木企業立地推進委員会

県出資法人説明資料

令和5年9月14日

土 木 部

目 次

株式会社 茨城ポートオーソリティ	・・・・・・・・	3
鹿島埠頭 株式会社	・・・・・・・・	7

1 出資法人の概要

① 法人の名称	株式会社 茨城ポートオーソリティ		
② 所在地	那珂郡東海村大字照沼字渚768番27号		
③ 設立年月日	平成9年9月1日（平成19年4月1日合併）		
④ 代表者名	代表取締役社長 仙波 義正（常勤）		
⑤ 基本財産	資本金 2,947,800千円		
⑥ 設立根拠	会社法第2編第1章		
⑦ 設立目的・経緯	茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）の効率的な管理運営および振興を推進するとともに、ひたちなか地区の都市づくりを担い、さらには大洗港区および日立港区の後背地開発への参画に取り組むなど、地域社会の発展と振興を図ることを目的に平成19年4月1日に合併発足した。		
⑧ 組織	役員員数 (R5.7.1現在)	取締役16名	監査役3名
	常勤職員27名 嘱託・臨時23名		
⑧ 組織	組織機構		
	代表取締役 常務取締役 取締役 常勤監査役	企画・振興室 総務部 港湾部 大洗支社	企画・港湾振興課 都市事業課 総務課 業務課 施設管理課 フェリー事業課
⑨ 出資状況	（上位5団体、出資者名、金額、割合） 茨城県 1,561,326千円(53.0%) ひたちなか市 247,022千円(8.4%) 東京電力HD(株) 143,490千円(4.9%) (株)日立製作所 138,041千円(4.7%) (株)常陽銀行 123,511千円(4.2%)		
⑩ 資産状況 (令和5年3月末現在)	(単位：千円)		
		金額	摘要
流動資産	2,206,528	現金預金、売掛金等	
固定資産	4,450,866	建物等	
資産合計	6,657,395		
流動負債	556,928	買掛金等	
固定負債	377,486	退職給付引当金等	
負債合計	934,414		
純資産合計	5,722,981		
※金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。			

2 令和4年度事業実績

① 事業内容

ア 港湾管理事業

- ・ 県から、常陸那珂港区、大洗港区及び日立港区の公共埠頭管理業務等を受託し、港湾利用者のニーズを踏まえて調整業務を行うなど、適切な港湾施設の管理運営に努めた。
- ・ 大洗港区の大洗マリーナにおいて、指定管理事業者として施設の一体的な管理運営に努めた。
- ・ 北関東自動車道や圏央道などインフラの整備効果を活かした茨城港の利便性等をPRするため、県、地元市町村及び各港区の振興協会と連携して、オンラインによる各種セミナーを開催するなど、ポートセールスを行った。
- ・ 常陸那珂港区において、航路誘致や維持のために、利用荷主企業に対する助成事業を実施するなど、コンテナ貨物の集荷促進を図った。

イ 港湾業務事業

- ・ 常陸那珂港区において、大型石炭船、定期コンテナ船、内航貨物船等を中心に船舶代理店業務を実施するとともに、船会社や港湾運送事業者等と密接な連携を図りながら、曳船及び給水作業等のポートサービスを提供した。
- ・ 大洗港区において、フェリー会社等港湾利用者のニーズを的確に捉え、円滑な運航のための船内・沿岸荷役の支援等のポートサービスを提供した。

ウ 港湾施設賃貸等事業

- ・ 常陸那珂港区において、港湾利用者と調整を行いながら、荷さばき地等の貸付業務を実施するとともに、保税蔵置場の適正管理に努めた。また、大洗港区においても、荷さばき地等の貸付業務を実施した。
- ・ 常陸那珂港区において、コンテナ荷役やRORO荷役等に必要なトラクターヘッドやフォークリフト等荷役機械を賃貸し、荷役業者の作業の効率化に寄与した。
- ・ 常陸那珂港区において、北ふ頭地区内にある物流倉庫「IPACひたちなか北ふ頭物流サイト」を賃貸し、港湾利用者のニーズを踏まえた効率的な管理運営に努めた。
- ・ 大洗港区において、自社ビル内の一部をフェリー会社や物流会社へ賃貸するなど、港湾利用者に対して安全で快適な施設の提供に努めた。

エ 都市づくり推進事業

- ・ ひたちなか地区の商業・業務地区における社有地を、広域型商業施設用地として賃貸し、地区の賑わい創出に寄与した。
- ・ 総合住宅展示場「すまいりんぐ・ひたちなか」において、ハウスメーカー等15社17区画が出展しており、施設運営会社と協調し、活気ある展示場運営に努めた。
- ・ ひたちなかセンター地区の未利用地について、短期貸付を実施し、地区のより一層の賑わい創出に努めた。
- ・ 「ひたちなかインフォメーションセンター」の管理運営を実施し、ひたちなか地区の最新情報の提供や見学案内を実施するなど当地区のPR活動に努めた。
- ・ 常陸那珂港区の港湾関連用地を活用し、賃貸事務所施設や駐車場施設を提供する不動産賃貸事業を実施し、港湾の利用促進に努めた。

② 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
営業収入	3,765,704	港湾管理収入、港湾業務収入等
営業外収入	21,976	受取利息等
経常収入計①	3,787,680	
営業費用	3,439,040	人件費等
営業外費用	511	支払利息等
経常費用計②	3,439,552	
経常利益③(①-②)	348,128	
特別収益計④	0	
特別損失計⑤	328	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	347,800	
法人税等⑦	108,633	法人税、住民税及び事業税
当期純利益⑧(⑥-⑦)	239,167	
前期繰越損益⑨	639,915	
積立金⑩	100,000	別途積立金
当期末未処分損益累計⑪ (⑧+⑨-⑩)	779,083	

※金額は千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	0	
委託金	536,685	公共埠頭管理業務委託等
貸付金	0	
損失補償限度額年度末残高	0	

3 令和5年度事業計画

① 事業内容

- ア 港湾管理事業
 - ・茨城県受託事業（常陸那珂港区公共埠頭管理業務委託等）
 - ・指定管理事業（大洗マリーナ）
 - ・港湾振興事業
- イ 港湾業務事業
 - ・ポートサービス事業（船舶代理店業務）
- ウ 港湾施設賃貸等事業
 - ・荷さばき地等管理事業
 - ・荷役機械等貸付事業
 - ・IPACひたちなか北ふ頭物流サイト管理運営事業
 - ・大洗港フェリーターミナルビル管理運営事業
- エ 都市づくり推進事業
 - ・商業・業務施設用地等賃貸事業
 - ・総合住宅展示場運営事業
 - ・ひたちなか地区暫定貸付事業
 - ・ひたちなかインフォメーションセンター運営受託事業
 - ・臨港地区不動産賃貸事業

② 収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
営業収入	3,771,995	港湾管理収入、港湾業務収入等 受取利息等
営業外収入	7,600	
経常収入計①	3,779,595	
営業費用	3,498,816	人件費等 支払利息等
営業外費用	30	
経常費用計②	3,498,846	
経常利益③(①-②)	280,750	
特別収益計④	0	
特別損失計⑤	0	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	280,750	
法人税等⑦	85,966	法人税、住民税及び事業税
当期純利益⑧(⑥-⑦)	194,784	
前期繰越損益⑨	779,083	
積立金⑩	100,000	別途積立金
当期末未処分損益累計⑪ (⑧+⑨-⑩)	873,867	

③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	0	
委託金	583,451	公共埠頭管理業務委託等
貸付金	0	
損失補償限度額年度末残高	0	

1 出資法人の概要

① 法人の名称	鹿島埠頭 株式会社			
② 所在地	神栖市東深芝 8 番地			
③ 設立年月日	昭和 4 3 年 7 月 1 日			
④ 代表者名	代表取締役社長 岡村 弘志 (常勤)			
⑤ 基本財産	資本金 300,000 千円			
⑥ 設立根拠	会社法第 2 編第 1 章			
⑦ 設立目的・経緯	鹿島臨海工業地帯の中核をなす鹿島港において、公共埠頭の効率的な管理・運営と曳船・通船等の港湾サービス事業を一貫して行うため、茨城県・地元自治体 (鹿嶋市・神栖市) 及び民間企業の共同出資により設立。			
⑧ 組織	役員員数 (R5.7.1 現在)	取締役 10 名	監査役 3 名	常勤職員 122 名 嘱託・臨時 9 名
	<p>組織機構</p> <pre> graph TD A[代表取締役社長] --- B[取締役] A --- C[監査役] A --- D[総務部] A --- E[船舶部] A --- F[業務部] D --- D1[総務課] D --- D2[企画振興課] D --- D3[経理課] E --- E1[船舶課] E --- E2[船舶営業課] F --- F1[埠頭業務課] F --- F2[船舶代理店課] F --- F3[物流営業課] </pre>			
⑨ 出資状況	(上位 5 団体、出資者名、金額、割合)			
	茨城県	150,000 千円 (50.0%)	横浜川崎曳船(株)	30,000 千円 (10.0%)
	(株)常陽銀行	14,000 千円 (4.7%)	日本製鉄(株)	12,000 千円 (4.0%)
	鹿島石油(株)	12,000 千円 (4.0%)		
⑩ 資産状況 (令和 5 年 3 月末現在)	(単位：千円)			
		金額	摘要	
	流動資産	1,732,123	現金預金、売掛金等	
	固定資産	4,200,910	船舶等	
	資産合計	5,933,033		
	流動負債	161,421	買掛金等	
	固定負債	1,338,060	退職給付引当金等	
	負債合計	1,499,481		
	純資産合計	4,433,553		
	※金額は千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。			

2 令和4年度事業実績

① 事業内容

ア 曳船事業

鹿島港及び茨城港（大洗港区、常陸那珂港区）において、曳船船隊を稼働させ、入出港船舶に対して安全かつ迅速な離着岸ができるよう良質なサポートを提供した。

イ 通船事業

入港船舶の綱取りや危険物積載船舶の警戒、旅客輸送等の各種業務を行い、安全で質の高い港湾サービスの提供に努めた。

ウ 倉庫事業

公共港湾機能を補完するとともに、南公共埠頭に荷揚げされるバラ貨物（肥料・飼料）を中心に、荷主との緊密な連携を図り、効率的な倉庫運営に努めた。

エ 船舶代理店業

船会社の多様なニーズに応えた質の高い港湾サービスの提供に努めた。また、関係機関と利用者間の調整役として緊密な連携を図りながら、入出港船舶の安全と円滑な港湾利用に努めた。

オ 受託事業等

港湾管理者（茨城県）から、公共埠頭内港湾施設、船員待合所及びプレジャーボート用泊地の管理業務を受託し、港湾施設等の適切な管理運営に努めた。

鹿島清港会の清掃業務の委託を受け、港内の環境美化に努めるとともに、鹿島港振興協会の事務局として、鹿島港の利用促進と使い易い港づくりを推進し、港の発展、振興を図ることを目的とした各種事業に取り組んだ。

② 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
営業収入	2, 877, 347	曳船料、通船料、保管料等
営業外収入	47, 092	受取利息等
経常収入計①	2, 924, 439	
営業費用	2, 497, 985	船費、人件費等
営業外費用	17, 303	支払利息等
経常費用計②	2, 515, 288	
経常利益③ (①-②)	409, 152	
特別収益計④	74, 420	固定資産売却益等
特別損失計⑤	613	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	482, 959	
法人税等⑦	132, 821	
当期純利益⑧ (⑥-⑦)	350, 138	
前期繰越損益⑨	2, 643, 415	
積立金⑩	430, 000	船舶特別積立金、環境対策特別積立金
当期末未処分損益累計⑪ (⑧+⑨-⑩)	2, 563, 553	

※金額は千円未満を四捨五入しているので、合計が一致しない場合がある。

③ 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	0	
委託金	118, 465	鹿島港管理業務委託等
貸付金	0	
損失補償限度額年度末残高	0	

3 令和5年度事業計画

① 事業内容

- ア 曳船事業
鹿島港及び茨城港（大洗港区、常陸那珂港区）における曳船事業
- イ 通船事業
綱取り作業、危険物積載船舶の警戒業務、港内遊覧船の運航等
- ウ 倉庫事業
南公共埠頭倉庫等の管理運営
- エ 船舶代理店業
船舶入出港時の曳船の手配等
- オ 受託事業等
茨城県受託事業（鹿島港管理業務委託等）
海上災害防止業務等

② 収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
営業収入	2, 837, 263	曳船料、通船料、保管料等
営業外収入	52, 692	受取利息等
経常収入計①	2, 889, 955	
営業費用	2, 583, 742	船費、人件費等
営業外費用	16, 140	支払利息等
経常費用計②	2, 599, 882	
経常利益③ (①-②)	290, 073	
特別収益計④	0	
特別損失計⑤	0	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	290, 073	
法人税等⑦	106, 996	法人税、住民税及び事業税
当期純利益⑧ (⑥-⑦)	183, 077	
前期繰越損益⑨	2, 563, 553	
積立金⑩	350, 000	船舶特別積立金、環境対策特別積立金
当期末未処分損益累計⑪ (⑧+⑨-⑩)	2, 396, 630	

③ 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	0	
委託金	125, 346	鹿島港管理業務委託等
貸付金	0	
損失補償限度額年度末残高	0	

令和5年8月31日開会

①

令和5年第3回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和5年第3回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第99号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算（第3号）	1
第100号議案 令和5年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）	10
第101号議案 令和5年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	13
第102号議案 令和5年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）	15
第103号議案 茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	17
第104号議案 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例	18
第105号議案 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19
第106号議案 県有財産の取得について	20
第107号議案 県有財産の売却処分について（旧岩井西高等学校敷地等）	21
第108号議案 県有財産の売却処分について（那珂西部工業団地事業用地）	22
第109号議案 県が行う建設事業に対する市の負担額について	23
第110号議案 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について	24
第111号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について	26
第112号議案 工事請負契約の締結について	28
第113号議案 あっせんの申立てについて	29
報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	31

予 算

第99号議案

令和5年度 茨城県一般会計補正予算（第3号）

令和5年度茨城県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,605,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,307,461,826千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び 負担金		8,150,941 ^{千円}	5,000 ^{千円}	8,155,941 ^{千円}
	2 負担金	7,487,372	5,000	7,492,372
9 国庫支出金		172,816,950	1,643,786	174,460,736
	1 国庫負担金	53,140,869	250,000	53,390,869
	2 国庫補助金	117,892,555	1,393,786	119,286,341
11 寄附金		132,218	8,000	140,218
	1 寄附金	132,218	8,000	140,218
12 繰入金		46,152,635	2,000,938	48,153,573
	2 基金繰入金	45,366,474	2,000,938	47,367,412
13 繰越金		5,000,000	677,673	5,677,673
	1 繰越金	5,000,000	677,673	5,677,673
14 諸収入		142,517,245	18,356	142,535,601
	8 雑収入	7,438,022	18,356	7,456,378
15 県債		84,042,200	2,251,400	86,293,600
	1 県債	84,042,200	2,251,400	86,293,600
歳入合計		1,300,856,673	6,605,153	1,307,461,826

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画開発費		14,334,906 ^{千円}	26,271 ^{千円}	14,361,177 ^{千円}
	1 企画費	8,345,660	15,997	8,361,657
	2 開発費	5,450,254	10,274	5,460,528
4 生活環境費		8,526,868	260,000	8,786,868
	2 環境保全費	6,705,163	260,000	6,965,163
6 保健医療費		138,317,096	216,217	138,533,313
	5 公衆衛生費	52,371,916	216,217	52,588,133
7 福祉費		127,559,864	2,000,938	129,560,802
	4 長寿福祉費	43,123,934	2,000,938	45,124,872
9 農林水産業費		41,634,840	565,475	42,200,315
	1 農業費	11,362,263	385,100	11,747,363
	3 林業費	5,834,681	6,400	5,841,081
	4 水産業費	3,804,553	8,975	3,813,528
	5 農地費	16,336,740	165,000	16,501,740
12 商工費		123,306,083	55,611	123,361,694
	1 産業政策費	116,226,541	55,611	116,282,152
13 土木費		100,253,596	2,747,009	103,000,605
	2 道路橋梁費	60,780,650	1,523,000	62,303,650
	3 河川海岸費	20,555,871	1,193,000	21,748,871
	5 都市計画費	5,557,164	31,009	5,588,173
15 教育費		258,642,509	277,632	258,920,141
	1 教育総務費	43,650,760	19,847	43,670,607
	5 特別支援学校費	25,313,184	257,785	25,570,969

16 災害復旧費		956,785	456,000	1,412,785
	1 農林水産施設 災害復旧費	192,003	320,000	512,003
	2 土木施設 災害復旧費	649,882	136,000	785,882
歳出合計		1,300,856,673	6,605,153	1,307,461,826

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 生活環境費	2 環境保全費	産業廃棄物処理施設確保対策費	千円 240,000
9 農林水産業費			244,400
	4 水産業費		244,400
		広域漁港整備事業費	74,400
		水産基盤ストックマネジメント事業費	170,000
11 立地推進費	1 立地推進費	都市計画事業土地区画整理事業出 特別会計へ繰出	48,300
13 土木費			31,943,337
	2 道路橋梁費		26,001,452
		地方道路整備費	13,040,563
		県単道路改良費	628,654
		地方道路整備費	6,620,608
		道路補修費	4,952,651
		交通安全施設費	758,976
	3 河川海岸費		4,458,946
		国補河川改修事業費	2,087,000
		河川防災費	1,928,610
		通常砂防費	30,000
		国補急傾斜地崩壊対策事業費	99,000
		県単急傾斜地崩壊対策事業費	110,000
		県単砂防費	19,000
		海岸防災費	125,336
		海岸保全施設整備事業費	60,000

	4 港 湾 费		658,759
		国 补 统 合 补 助 事 业 费	87,759
		津 波 ・ 高 潮 对 策 事 业 费	475,000
		港 湾 维 持 改 良 费	96,000
	5 都 市 计 画 费		802,256
		国 补 公 园 事 业 费	393,000
		市 町 村 公 共 下 水 道 受 托 事 业 费	409,256
6 住 宅 费	公 营 住 宅 建 设 费	21,924	
15 教 育 费	5 特 别 支 援 费 学 校	(假 称) 神 栖 特 别 支 援 学 校 整 备 事 业 费	227,216
合 计			32,703,253

第3表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備 工事請負契約	一般国道293号、常陸太田市増井町地内外 9箇所地方道路整備に係る工事請負契約を 締結する。	令和6年度	1,220,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	一般国道123号、城里町那珂西地内外23箇 所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結す る。	令和6年度	940,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結 する。	令和6年度	740,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結 する。	令和6年度	80,000千円
橋梁点検 業務委託契約	鉄道及び高速道路を跨ぐ道路橋の定期点検 業務に係る委託契約を締結する。	令和6年度	150,000千円
電線共同溝整備 工事請負契約	一般国道349号、常陸太田市木崎二町地内 外1箇所の電線共同溝整備に係る工事請負契 約を締結する。	令和6年度	210,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を 締結する。	令和6年度	60,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先 の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	150,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	鹿嶋海岸、鹿嶋市荒野地先の養浜に係る工 事請負契約を締結する。	令和6年度	70,000千円
県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川、潮来市潮来地先の河川堤防 護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	5,000千円
港湾統合補助事業 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結す る。	令和6年度	84,000千円
県営住宅長寿命化 工事請負契約	百合が丘アパートの県営住宅の長寿命化に 係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	84,240千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 316,400	千円 -	千円 316,400	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	392,200	-	392,200			
土地改良事業	2,712,200	-	2,712,200			
河 川 事 業	12,737,000	988,400	13,725,400			
海岸整備事業	223,700	-	223,700			
砂 防 事 業	51,900	-	51,900			
急傾斜地崩壊 対策事業	165,200	-	165,200			
港湾整備事業	1,600,600	-	1,600,600			
道路橋梁整備事業	23,612,800	778,800	24,391,600			
街 路 事 業	675,700	-	675,700			
空港整備事業	6,600	-	6,600			
放課後児童クラブ 整備事業	304,500	-	304,500			
産業技術専門学院 整備事業	10,800	-	10,800			
いばらき就職支援 センター整備事業	60,300	-	60,300			
茨城県職業人材育成 センター整備事業	56,300	-	56,300			
体育施設整備事業	131,100	-	131,100			
公営住宅建設事業	986,100	-	986,100			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	21,300	-	21,300			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	198,300	-	198,300			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	81,000	-	81,000			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	21,800	-	21,800			
単独災害復旧事業	211,400	206,000	417,400			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	123,800	-	123,800			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業	390,300	-	390,300			
障 害 福 祉 施 設 整 備 事 業	3,866,600	-	3,866,600			
総 合 福 祉 会 館 整 備 事 業	12,200	-	12,200			
県庁舎等整備事業	772,800	-	772,800			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	726,200	-	726,200			
警察施設整備事業	1,850,600	-	1,850,600			

公園事業	621,400	17,400	638,800			
高校整備事業	4,128,800	-	4,128,800			
文化施設整備事業	328,100	-	328,100			
社会教育施設整備事業	81,100	-	81,100			
特別支援学校整備事業	763,900	124,800	888,700			
空港周辺整備事業	7,700	-	7,700			
地域鉄道設備等整備事業	37,900	-	37,900			
災害救助対策事業	29,400	-	29,400			
アクアワールド茨城県大洗水族館整備事業	206,100	-	206,100			
消防施設整備事業	15,000	-	15,000			
県立医療大学設備整備事業	158,900	-	158,900			
農業大学校施設整備事業	7,800	-	7,800			
農業総合センター施設整備事業	75,400	-	75,400			
原種苗センター整備事業	28,800	-	28,800			
産業技術イノベーションセンター施設整備事業	194,300	-	194,300			
繊維高分子研究所整備事業	26,400	-	26,400			
県民文化センター施設整備事業	87,800	-	87,800			
畜産センター施設整備事業	21,700	-	21,700			
養豚研究所施設整備事業	419,600	-	419,600			
家畜保健衛生所施設整備事業	50,400	-	50,400			
保健所施設整備事業	103,400	-	103,400			
いばらき予防医学プラザ整備事業	75,400	-	75,400			
公共処分場整備事業	257,800	-	257,800			
地域活性化事業	506,100	-	506,100			
防災対策事業	430,500	46,000	476,500			
合併特例事業	1,409,500	-	1,409,500			
地方道路等整備事業	2,204,400	-	2,204,400			
緊急防災・減災事業	2,034,900	90,000	2,124,900			
上水道事業出資金	951,000	-	951,000			40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	16,400,000	-	16,400,000			30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金貸付	59,000	-	59,000	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	84,042,200	2,251,400	86,293,600			

第100号議案

令和5年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾事業費			千円 2,175,200
	4 港湾建設費	港湾建設費	2,175,200
合	計		2,175,200

第2表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港常陸那珂港区 機能施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区のふ頭用地整備及び荷 役機械整備に係る工事請負契約を締結する。	令和6年度	1,400,000千円

条例 ・ その他

第104号議案

茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例

茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第6条第1項第1号及び第2号を削り、同項中第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の2号を加える。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第12条及び第44条において同じ。）であること。

(4) その者が独立の生計を営む者で、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族がある場合にあつては、その親族と生計を一にしていること。

第6条第1項に次の1号を加える。

(7) その者が身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前項ただし書」を「前項第7号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第2項ただし書」を「第1項第7号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2項に規定する者（以下）」を「現に同居し、又は同居しようとする親族がない者（第9条第4項において）」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条第2項中「前条第1項第3号イ」を「前条第1項第1号イ」に改め、「（単身者にあつては、同項第1号に掲げる条件を除く。）」を削る。

第29条第1項中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第42条の2中「第1項第3号イ」を「第1項第1号イ」に、「第6条第1項第1号中「第44条及び付則第8項」とあるのは「及び第44条」と、同項第3号」を「第6条第1項第1号」に、「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

付則第8項を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第111号議案

県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和5年度において県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項及び第2項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定に基づき、次のとおり定めるものとする。

事業名	負担市町村	事業費	負担額	備考
河川事業	日立市	101,500 <small>千円</small>	10,150 <small>千円</small>	
	土浦市	105,000	10,500	
	石岡市	10,000	1,000	
	常陸太田市	80,000	8,000	
	高萩市	30,000	3,000	
	北茨城市	15,000	1,500	
	笠間市	30,000	3,000	
	ひたちなか市	7,000	700	
	鹿嶋市	100,000	10,000	
	行方市	97,900	9,790	
	鉾田市	70,000	7,000	
	小美玉市	50,000	5,000	
	大子町	1,100	110	
	阿見町	24,000	2,400	
港湾事業	ひたちなか市	1,100,000	103,500	
	東海村	600,000	18,000	
下水道事業	水戸市	174,035	31,267	
	日立市	88,194	15,845	
	土浦市	569,220	109,122	
	古河市	4,593	1,147	
	石岡市	182,299	34,948	
	龍ヶ崎市	10,710	2,677	

下妻市	170,653	34,738	
常総市	111,348	21,797	
常陸太田市	39,736	7,139	
牛久市	9,114	2,278	
つくば市	51,977	12,500	
ひたちなか市	194,317	34,912	
潮来市	46,029	11,507	
常陸大宮市	21,806	3,918	
那珂市	66,873	12,015	
筑西市	97,011	20,303	
坂東市	3,457	865	
稲敷市	714	179	
かすみがうら市	126,493	24,249	
桜川市	29,719	6,194	
行方市	24,351	6,088	
小美玉市	193,460	37,087	
茨城町	15,510	7,755	
大洗町	42,851	7,699	
城里町	15,506	2,786	
東海村	48,943	8,793	
阿見町	168,658	32,332	
河内町	798	200	
八千代町	86,611	18,434	
境町	2,780	695	
利根町	1,806	452	

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報 告

報告第4号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記6件のおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和5年8月31日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

損害賠償の額の決定について

県道日立笠間線で発生した自転車破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

- 1 損害賠償の額 金 518,760円
- 2 損害賠償の相手方
個人
- 3 事故発生の日時及び場所
令和5年4月1日（土）午前9時30分頃
笠間市福田962番地20地先県道上

- 4 事故の概要

県道日立笠間線を自転車で走行中、道路上の穴に落輪し、自転車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 3

損害賠償の額の決定について

県道水戸神栖線で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 598,943円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和5年4月2日（日）午後0時40分頃

水戸市千波町1945番地の12地先県道上

4 事故の概要

県道水戸神栖線を普通乗用自動車で行中、落下してきた植樹帯の樹木の枝に衝突し、普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 4

損害賠償の額の決定について

国道354号で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 797,347円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和5年4月16日（日）午後11時頃

つくば市下広岡1056番地12地先国道上

4 事故の概要

国道354号を普通乗用自動車で行中、道路上の穴に落輪し、普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年8月1日

茨城県知事 大井川 和彦

別記5

損害賠償の額の決定について

県道大子那須線で発生した車両破損等事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 911,474円

2 損害賠償の相手方

(1) 個人

(2) 東京都千代田区平河町二丁目7番9号J A共済ビル

全国共済農業協同組合連合会

代表理事 柳井 二三夫

3 事故発生の日時及び場所

令和4年8月8日(月)午前11時34分頃

久慈郡大子町大字上野宮1814番地4地先県道上

4 事故の概要

県道大子那須線を大型自動二輪車で走行中、道路を横断するグレーチングの蓋の不全により落輪し、大型自動二輪車等を破損するとともに、運転者が負傷した。

(注) 上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年8月3日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 6

損害賠償の額の決定について

県道宇都宮笠間線で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 1,128,134円

2 損害賠償の相手方

(1) 埼玉県入間市狭山台18番地 1

株式会社啓和運輸

代表取締役 川島 満

(2) 水戸市田野町456番 1

株式会社マルワ

代表取締役 小松崎 裕康

3 事故発生の日時及び場所

令和 5 年 4 月 6 日（木）午後 5 時 20 分頃

笠間市片庭1853番地 1 地先県道上

4 事故の概要

県道宇都宮笠間線を走行中、県道の法面から落下してきた樹木に衝突し、相手方（株式会社啓和運輸）は普通貨物自動車を、相手方（株式会社マルワ）は小型貨物自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和 5 年 8 月 3 日

茨城県知事 大井川 和 彦

令和 5 年 8 月 31 日 開 会

令和 5 年第 3 回茨城県議会定例会議案概要説明書

茨 城 県

目 次

	頁
1. 令和5年度一般会計予算各部局別一覧	1
2. 令和5年度一般会計補正予算各部局別一覧	3
3. 令和5年度一般会計予算款別財源別一覧	5
4. 令和5年度一般会計補正予算款別財源別一覧	7
5. 令和5年度一般会計補正予算概要	9
6. 令和5年度一般会計予算繰越明許費概要	29
7. 令和5年度特別会計予算繰越明許費概要	39
8. 令和5年度地域振興事業会計補正予算概要	41
9. 条例その他の概要	43
10. 専決処分概要	45

1. 令和5年度 一般会計予算各部局別一覽（今回補正を含む）

（単位 千円）

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	総 額 に 対 す る 比	
				予 算 額	一 般 財 源
県 議 会 事 務 局	1,680,883	297	1,680,586	0.13 %	0.19 %
監 査 委 員 事 務 局	166,626	13	166,613	0.01	0.02
人 事 委 員 会 事 務 局	142,917	10	142,907	0.01	0.02
労 働 委 員 会 事 務 局	131,342	11	131,331	0.01	0.01
会 計 事 務 局	1,130,845	64,684	1,066,161	0.09	0.12
総 務 部	406,837,787	13,891,643	392,946,144	31.12	44.45
政 策 企 画 部	14,434,233	8,838,812	5,595,421	1.10	0.63
県 民 生 活 環 境 部	8,786,868	5,547,504	3,239,364	0.67	0.37
防 災 ・ 危 機 管 理 部	5,536,787	4,097,884	1,438,903	0.42	0.16
保 健 医 療 部	175,811,430	53,850,881	121,960,549	13.45	13.79
福 祉 部	93,878,582	27,829,237	66,049,345	7.18	7.47
営 業 戦 略 部	6,873,080	2,972,405	3,900,675	0.53	0.44

(1)

(2)

立地推進部	19,754,879	15,179,507	4,575,372	1.51	0.52
産業戦略部	125,990,065	120,154,627	5,835,438	9.64	0.66
農林水産部	42,712,318	25,510,387	17,201,931	3.27	1.95
土木部	104,267,461	78,889,122	25,378,339	7.97	2.87
教育庁	236,700,554	58,821,298	177,879,256	18.10	20.12
警察本部	62,625,169	7,695,911	54,929,258	4.79	6.21
合計	1,307,461,826	423,344,233	884,117,593	一般財源内訳 県 税 426,830,705 地方消費税清算金 143,781,768 地方譲与税 54,518,273 地方特例交付金 2,000,000 地方交付税 196,368,000 交通安全対策特別交付金 736,000 寄附金 57,045 繰入金 28,355,070 繰越金 5,677,673 諸収入 9,393,059 県債 16,400,000	

2. 令和5年度 一般会計補正予算各部局別一覧 (今回分)

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特 定 財 源	一 般 財 源	総 額 に 対 す る 比	
				予 算 額	一 般 財 源
県 議 会 事 務 局	—	—	—	0.00 %	0.00 %
監 査 委 員 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
人 事 委 員 会 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
労 働 委 員 会 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
会 計 事 務 局	—	—	—	0.00	0.00
総 務 部	—	—	—	0.00	0.00
政 策 企 画 部	26,271	26,271	—	0.40	0.00
県 民 生 活 環 境 部	260,000	260,000	—	3.94	0.00
防 災 ・ 危 機 管 理 部	—	—	—	0.00	0.00
保 健 医 療 部	216,217	25,674	190,543	3.27	28.12
福 祉 部	2,000,938	2,000,938	—	30.29	0.00
営 業 戦 略 部	—	—	—	0.00	0.00

(3)

(4)

立地推進部	—	—	—	0.00	0.00
産業戦略部	55,611	8,000	47,611	0.84	7.02
農林水産部	885,475	881,775	3,700	13.41	0.55
土木部	2,883,009	2,580,175	302,834	43.65	44.69
教育庁	277,632	144,647	132,985	4.20	19.62
警察本部	—	—	—	0.00	0.00
合計	6,605,153	5,927,480	677,673	一般財源内訳 繰越金 677,673	

一 般 会 計 補 正 予 算 概 要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
道路維持課				
道路橋梁維持費	1,523,000	国庫支出金 513,275 県債 818,800 計 1,332,075	190,925	
地方道路整備費	973,000	国庫支出金 513,275 県債 428,800 計 942,075	30,925	地方道路整備費 工事費 966,341 国補(5.5/10)等 (現計 10,068,000) 事務費 6,659 (現計 419,000)
道路補修費	550,000	県債 390,000	160,000	道路防災維持費 工事費 541,750 (現計 6,337,654) 事務費 8,250 (現計 88,575)
災害土木施設復旧費				
令和5年度道路災害復旧費	46,000	県債 46,000	—	道路災害復旧費 工事費 46,000 (現計 35,934)

道路維持課計	1,569,000	国庫支出金 513,275 県債 864,800 計 1,378,075	190,925	
河川課				
河川維持費	1,142,000	県債 1,032,000	110,000	
河川補修費	100,000	—	100,000	維持補修費 (現計 1,077,998)
河川防災費	1,042,000	県債 1,032,000	10,000	河道浚渫、築堤及び護岸等整備費 工事費 1,025,000 (現計 3,657,363) 事務費 17,000 (現計 183,193)
砂防費				
県単急傾斜地崩壊対策事業費	51,000	負担金 5,000 県債 46,000 計 51,000	—	県単急傾斜地崩壊対策事業費 工事費 50,000 地元(1/10) (現計 371,500) 事務費 1,000 (現計 18,575)
災害土木施設復旧費				

令和5年河川災害復旧費	90,000	県債 90,000	—	河川災害復旧費 工事費 90,000 (現計 112,531)
河川課計	1,283,000	負担金 5,000 県債 1,168,000 計 1,173,000	110,000	
都市局都市整備課				
公園事業費				
国補公園事業費	31,009	国庫支出金 11,700 県債 17,400 計 29,100	1,909	公園事業費 工事費 30,800 国補(1/2)等 (現計 923,000) 事務費 209 (現計 40,171)
土木部計	2,883,009	国庫支出金 524,975 分担金及び負担金 5,000 県債 2,050,200 計 2,580,175	302,834	

一般会計予算繰越明許費概要

6. 令和5年度 一般会計予算繰越明許費概要

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
資源循環推進課				
廃棄物対策費				
廃棄物対策費	240,000	県債 216,000	24,000	産業廃棄物処理施設確保対策費 予算計上額 1,983,733 本年度支出所要額 1,743,733 残 額 240,000 不 用 額 - 繰 越 額 240,000
宅地整備販売課				
土地販売推進費				
繰出金	48,300	県債 46,300	2,000	都市計画事業土地区画整理事業特別会計へ繰出 予算計上額 4,495,000 本年度支出所要額 4,446,700 残 額 48,300 不 用 額 - 繰 越 額 48,300

水産振興課					
水産基盤整備費	244,400	国庫支出金 負担金 県債 計	122,200 32,196 80,900 235,296	9,104	
広域漁港整備事業費	74,400	国庫支出金 負担金 県債 計	37,200 6,696 27,400 71,296	3,104	波崎漁港 予算計上額 396,300 本年度支出所要額 321,900 残 額 74,400 不 用 額 - 繰 越 額 74,400
水産基盤ストックマネジメント事業費	170,000	国庫支出金 負担金 県債 計	85,000 25,500 53,500 164,000	6,000	那珂湊漁港ほか 予算計上額 436,300 本年度支出所要額 266,300 残 額 170,000 不 用 額 - 繰 越 額 170,000
道路建設課					
道路橋梁改築費	13,669,217	国庫支出金 県債 計	6,611,613 5,908,900 12,520,513	1,148,704	

地方道路整備費	13,040,563	国庫支出金 6,611,613 県債 5,720,600 計 12,332,213	708,350	猿島郡境町大歩地区ほか 予算計上額 24,743,969 本年度支出所要額 11,703,406 残 額 13,040,563 不 用 額 — 繰 越 額 13,040,563
県単道路改良費	628,654	県債 188,300	440,354	土浦市大畑地区ほか 予算計上額 1,244,411 本年度支出所要額 615,757 残 額 628,654 不 用 額 — 繰 越 額 628,654
道路維持課				
道路橋梁維持費	12,332,235	国庫支出金 3,380,385 負担金 376,200 県債 4,226,000 計 7,982,585	4,349,650	
地方道路整備費	6,620,608	国庫支出金 3,380,385 負担金 373,200 県債 2,378,200 計 6,131,785	488,823	稲敷郡河内町田川地区ほか 予算計上額 11,460,000 本年度支出所要額 4,839,392 残 額 6,620,608 不 用 額 — 繰 越 額 6,620,608

道路補修費	4,952,651	負担金 3,000 県債 1,739,000 計 1,742,000	3,210,651	つくばみらい市豊体地区ほか 予算計上額 10,295,009 本年度支出所要額 5,342,358 残 額 4,952,651 不 用 額 — 繰 越 額 4,952,651
交通安全施設費	758,976	県債 108,800	650,176	常総市菅生町地区ほか 予算計上額 1,324,060 本年度支出所要額 565,084 残 額 758,976 不 用 額 — 繰 越 額 758,976
河川課				
河川改良費				
国補河川改修事業費	2,087,000	国庫支出金 1,033,000 県債 948,500 計 1,981,500	105,500	ひたちなか市東石川地区ほか 予算計上額 5,756,249 本年度支出所要額 3,669,249 残 額 2,087,000 不 用 額 — 繰 越 額 2,087,000
河川維持費				

河川防災費	1,928,610	県債 1,918,600	10,010	水戸市中央地区ほか 予算計上額 4,882,556 本年度支出所要額 2,953,946 残 額 1,928,610 不 用 額 — 繰 越 額 1,928,610
砂防費	258,000	国庫支出金 59,550 負担金 20,900 県債 171,500 計 251,950	6,050	
通常砂防費	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,500 計 28,500	1,500	久慈郡大子町袋田地区ほか 予算計上額 123,545 本年度支出所要額 93,545 残 額 30,000 不 用 額 — 繰 越 額 30,000
国補急傾斜地崩壊対策事業費	99,000	国庫支出金 44,550 負担金 9,900 県債 40,000 計 94,450	4,550	日立市東町地区ほか 予算計上額 399,695 本年度支出所要額 300,695 残 額 99,000 不 用 額 — 繰 越 額 99,000
県単急傾斜地崩壊対策事業費	110,000	負担金 11,000	—	日立市会瀬町地区ほか

		県債 計	99,000 110,000		予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	441,075 331,075 110,000 — 110,000
県単砂防費	19,000	県債	19,000	—	桜川市木植地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	77,611 58,611 19,000 — 19,000
海岸保全費	185,336	国庫支出金 県債 計	30,000 145,000 175,000	10,336		
海岸防災費	125,336	県債	118,000	7,336	東茨城郡大洗町磯浜地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額 残 額 不 用 額 繰 越 額	348,156 222,820 125,336 — 125,336
海岸保全施設整備事業費	60,000	国庫支出金 県債 計	30,000 27,000 57,000	3,000	北茨城市関南町神岡上地区ほか 予算計上額 本年度支出所要額	476,952 416,952

					残 額	60,000
					不 用 額	—
					繰 越 額	60,000
河川課計	4,458,946	国庫支出金 負担金 県債 計	1,122,550 20,900 3,183,600 4,327,050	131,896		
港湾課						
港湾建設費	658,759	国庫支出金 県債 計	266,753 290,100 556,853	101,906		
国補統合補助事業費	87,759	国庫支出金 県債 計	29,253 52,600 81,853	5,906	茨城港日立港区 予算計上額	958,688
					本年度支出所要額	870,929
					残 額	87,759
					不 用 額	—
					繰 越 額	87,759
津波・高潮対策事業費	475,000	国庫支出金 県債 計	237,500 237,500 475,000	—	茨城港大洗港区海岸ほか 予算計上額	889,550
					本年度支出所要額	414,550
					残 額	475,000
					不 用 額	—

				繰越額	475,000
港湾維持改良費	96,000	—	96,000	茨城港日立港区ほか 予算計上額	352,662
				本年度支出所要額	256,662
				残額	96,000
				不用額	—
				繰越額	96,000
都市局都市整備課					
公園事業費					
国補公園事業費	393,000	国庫支出金 120,800 県債 188,200 計 309,000	84,000	水戸市常磐町地区ほか 予算計上額	994,180
				本年度支出所要額	601,180
				残額	393,000
				不用額	—
				繰越額	393,000
都市局下水道課					
都市計画総務費					
市町村公共下水道受託事業費	409,256	諸収入 409,256	—	市町村公共下水道受託事業費 予算計上額	923,000
				本年度支出所要額	513,744

				残 額	409,256
				不 用 額	—
				繰 越 額	409,256
都市局住宅課					
国補住宅費					
公営住宅建設費	21,924	国庫支出金 10,962 県債 10,900 計 21,862	62	公営住宅建設費	
				予算計上額	2,038,894
				本年度支出所要額	2,016,970
				残 額	21,924
				不 用 額	—
				繰 越 額	21,924
土木部計	31,943,337	国庫支出金 11,513,063 分担金及び負担金 397,100 諸収入 409,256 県債 13,807,700 計 26,127,119	5,816,218		
総務企画部財務課					
特別支援学校整備費	227,216	県債 124,800	102,416	(仮称) 神栖特別支援学校整備事業費	
				予算計上額	257,785
				本年度支出所要額	30,569

特別會計予算繰越明許費概要

7. 令和5年度 特別会計予算繰越明許費概要

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳入予算額 特定財源種目金額	備 考
港湾課			
港湾事業特別会計			
港湾建設費	2,175,200	県債 2,175,200	茨城港常陸那珂港区ほか 予算計上額 5,573,600 本年度支出所要額 3,398,400 残 額 2,175,200 不 用 額 - 繰 越 額 2,175,200
宅地整備販売課			
都市計画事業土地区画整理事業特別会計			
島名・福田坪開発事業費	181,200	負担金 32,000 繰越金 149,200 計 181,200	島名・福田坪地区 島名・福田坪整備事業費 予算計上額 2,374,637 本年度支出所要額 2,193,437 残 額 181,200 不 用 額 -

特別会計 (39)

条 例 そ の 他 の 概 要

9. 条例その他の概要

(1) 茨城県旅館業法施行条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

(2) 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例
県営住宅に入居することができる者の資格を見直すため、所要の改正をしようとするものである。

(3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。

(4) 県有財産の取得について
県立医療大学付属病院の備品として、MRI装置及びX線CT装置を千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1シーメンスヘルスケア株式会社千葉・茨城営業所営業所長森本光威から予定価格4億8,400万円で取得しようとするものである。

(5) 県有財産の売却処分について（旧岩井西高等学校敷地等）
企業誘致用地として、坂東市上出島1200番1ほか10筆の土地56,718平方メートル及び建物31棟を予定価格3億4,480万円で坂東市長木村敏文に売却しようとするものである。

(6) 県有財産の売却処分について（那珂西部工業団地事業用地）
事業用地として、那珂市戸6700番3の土地48,187.43平方メートルを予定価格6億2,643万6,590円でエッペンドルフ・ハイマック・テクノロジーズ株式会社代表取締役根本建一に売却しようとするものである。

(7) 県が行う建設事業に対する市の負担額について
令和5年度において県が行う広域漁港整備事業等に対する市の負担について、地方財政法の規定に基づき、その額を定めようとするものである。

(8) 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
令和5年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担について、土地改良法等の規定に基づき、その額を定めようとするものである。

(9) 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

令和5年度において県が行う河川事業等に対する市町村の負担について、地方財政法等の規定に基づき、その額を定めようとするものである。

(10) 工事請負契約の締結について

県立あすなろの郷セーフティネットA寮棟他新築工事について、水戸市けやき台2丁目13番地2コスモ・大貫・大内特定建設工事共同企業体代表者コスモ総合建設株式会社代表取締役池田勇夫と21億2,135万円をもって、請負契約を締結しようとするものである。

(参考)

県立あすなろの郷セーフティネットA寮棟他新築工事

ア 工事箇所 水戸市杉崎町地内

イ 入札結果表

(単位 千円)

入札業者名	入札金額	摘要	入札業者名	入札金額	摘要
	第1回			第1回	
田村・関根・水戸土建特定建設工事共同企業体		入札辞退	オカベ・鈴木良・葵特定建設工事共同企業体	1,985,000	
コスモ・大貫・大内特定建設工事共同企業体	1,928,500	落札			

(注) 入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が請負契約額である。

(11) あっせんの申立てについて

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る損害賠償金等の支払について和解の仲介を求めるため、原子力損害賠償紛争解決センターへあっせんの申立てをしようとするものである。

專 決 処 分 概 要

10. 専決処分概要

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

(1) 和解について（令和5年8月1日専決処分）

令和3年7月8日（木）東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎1955番地2地先県道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

(2) 損害賠償の額の決定について（令和5年8月1日専決処分）

令和5年4月1日（土）笠間市福田962番地20地先県道上で発生した自転車破損事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

(3) 損害賠償の額の決定について（令和5年8月1日専決処分）

令和5年4月2日（日）水戸市千波町1945番地の12地先県道上で発生した自動車破損事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

(4) 損害賠償の額の決定について（令和5年8月1日専決処分）

令和5年4月16日（日）つくば市下広岡1056番地12地先国道上で発生した自動車破損事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

(5) 損害賠償の額の決定について（令和5年8月3日専決処分）

令和4年8月8日（月）久慈郡太子町大字上野宮1814番地4地先県道上で発生した自動車破損等事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

(6) 損害賠償の額の決定について（令和5年8月3日専決処分）

令和5年4月6日（木）笠間市片庭1853番地1地先県道上で発生した自動車破損事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。